

令和4年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

令和4年 3月10日(木曜日) 午前9時30分開議

第27 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第27、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。それでは、これから通告書に従いまして一般質問をはじめていきたいと思っております。

この度は、大きな項目で2点挙げておりますので、まず、1点目からいきたいと思っております。

まず、一つ目ですが、地球温暖化対策に関わる実行計画策定についてであります。

近年、世界的に、また日本各地でも、これまで経験したことのない記録的な豪雨災害や猛暑、干ばつなどが頻発しています。北海道においても例外ではありません。昨年の10月には気候変動に関する国際会議「COP26」がイギリスで開催され、産業革命前と比べ気温の上昇を「1.5度に抑える」ことが世界共通の目標となりました。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出をいかに抑えるか、今私たちにも求められております。

よって、次の点について町長の見解をお伺いいたします。

まず一つ目ですが、このような地球温暖化、気候変動は町民の安全・安心や基幹産業である農業にも大きな影響を及ぼすことになると思います。世界的な温暖化・気候変動、その要因となる二酸化炭素排出の増加、そして脱炭素への潮流に対してどのような見解を持っておられるのかお伺いをいたします。

二つ目です。私たちの国でも地球温暖化対策を国・地方自治体・事業者・国民が一体となって取り組んでいくために1998年に「地球温暖化対策推進法」が制定されていましたが、これが昨年改正をされ、そこでは「地方公共団体実行計画」の策定義務の範囲が広げられております。

この計画の中には「事務事業編」と「区域施策編」とがありますが、この二つの違いと本町での計画策定はどのようになっているのかお伺いをいたします。

三つ目です。地域での脱炭素化、省エネなど温暖化対策を具体的に進めていく上で重要なのは、計画の策定も含め、町民の皆さんの地球温暖化・気候変動に対する理解からくる主体的な取り組みではないかと考えております。この点についてどのような見解を持って

いるかお伺いをいたします。

四つ目になります。これは最後の質問ですが、先の「地球温暖化対策推進法改正」では、「2050年カーボンニュートラル宣言」が位置付けられているように、目標達成に向けて長期的な取り組みが求められております。

このようなことからしても、確実に次代を担う若い世代の方々に、将来の地球環境や地域のあり方、林業や農業など、産業についても研修や議論をしていただき、この課題について深めていくことが大切かと思いますが、この点についての考えをお伺いいたします。

以上、4点にわたって質問しましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「地球温暖化対策に関わる実行計画策定について」4点のお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

1点目に「世界的な温暖化・気候変動、その要因となる二酸化炭素排出の増加、そして脱炭素への潮流に対してどのような見解をもっているのか」とのお尋ねがございました。

先月末に国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は世界の約33億人以上が気候変動に対応できず、水害や高温などの悪影響を受けやすい状況になるとの報告書を発表しました。地球温暖化は短期のうちに1.5℃に達しつつあり、気候関連の災害増加を引き起こし、生態系や人間に複数のリスクをもたらすと指摘し、各国政府に被害提言に向けた対策を強化するよう求めています。

日本においても、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加による農畜産物の品質低下、災害の増加、熱中症のリスク増加など、気候変動による影響が全国各地で起きています。

そのような中、国および北海道が2050年までにカーボンニュートラル（ゼロカーボン）を宣言し、市町村においてもゼロカーボンシティを宣言するところが増えていきます。さらに北海道においては、2030年までに道内すべての市町村がゼロカーボンシティを宣言する目標を掲げており、本町においても取り組みが必要ではありますが、まずは、本町の現状をしっかりと把握することが大切であると考えています。

2点目に「地方公共団体実行計画の中には『事務事業編』と『区域施策編』とがありますが、この二つの違いと本町での計画策定をどのように考えているのか」とのお尋ねがございました。

「事務事業編」は地球温暖化対策推進法第21条第1項において、地方公共団体の事務および事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画で、すべての地方公共団体に策定が義務付けられています。

一方「区域施策編」は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において、都道府県、指定都市、中核市が策定することを義務付けられており、その区域の自然的社会条件に応じて温室効果ガスの排出削減等を行うための施策に関する事項を定める計画となっています。この二つを合わせたものが「地方公共団体実行計画」となります。

また、この「区域施策編」は令和3年5月に改正された地球温暖化対策推進法第21条第4項において、市町村の努力義務となっています。

本町においては、「事務事業編」を平成24年4月に策定していますが、計画期間が平成28年度までの5年間としていたことから、計画の見直しが必要となります。

さて、「区域施策編」については、努力義務ではありますが、1点目でも触れたとおり本

町の現状を検証し、ライフスタイルやビジネススタイルなどの社会システムの脱炭素化、再生可能エネルギーの最大限の活用、森林等の二酸化炭素吸収源の確保など、本町の実情に即した計画の策定と実行が必要であると考えています。

ただ、カーボンニュートラル、ゼロカーボンの考え方は、排出抑制、排出ゼロの観点が先に立ち、資源循環型や持続性といった視点が薄いと感じています。

また、国や北海道ではカーボンニュートラル、ゼロカーボンの目標値を掲げていますが、市町村がどのような取り組みをすればよいかという方向性を示すなどの情報提供や意見交換が乏しいと感じています。このことは国や北海道に強く要望していきたいと思えます。

3点目に「地域での脱炭素化、省エネなど温暖化対策を具体的に進めていく上で重要なものは、計画の作成も含め町民の皆さんの地球温暖化・気候変動に対する理解からくる主体的な取り組みではないかと考えます。この点についてどのような見解をもっているか」とのお尋ねがございました。

地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画を策定する際に地方公共団体実行計画協議会を設置することができるとされています。設置義務こそありませんが、計画の策定・実行の合意形成など、あらかじめ町民や利害関係者の意見を反映させ、円滑な地域合意を図る観点から、有識者や地域関係者等で構成される協議会の活用も検討してまいりたいと考えております。

また、町民や事業者などの主体的な取り組みが欠かせないことから、チラシやホームページでの周知のほか、説明会やワークショップの開催、有識者による個別ヒアリングなども必要と考えています。

4点目に「確実に次代を担う若い世代の方々に、将来の地球環境や地域のあり方、林業・農業など産業についても研修や議論をしていただき、この課題について深めていくことが大切かと思いますが、この点についての考え」についてのお尋ねがございました。

人口減少や少子高齢化が課題となる中、2050年ゼロカーボンの実現には今後30年間の社会を担っていく若い世代の取り組みが主体となってきます。子どもたちが環境を大切にし、自分たちの身近な問題としてよりよい環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれるよう、より一層の環境教育が重要となります。

また、産業についても、徹底した省エネルギー化、水素やバイオ燃料等化石燃料に代わる脱炭素燃料の普及、太陽光発電等の地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入拡大、森林資源の保全など、ゼロカーボンに向けた全町的な取り組みを推進するための学習の機会や協議の場を設けることが必要であると考えています。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今4点にわたって答弁いただいた訳でありますけれども、それについて、本当に何点かしか再質問という形で質問ができないかと思えますけれども、させていたいただきたいと思えます。

その前段に、今回この温暖化問題について、私が質問した訳でありますけれども、そういう自分も含めて、非常にこの温暖化の問題、気候変動の問題等々がやっぱり正直言って、なかなかこう身近なものとして、今まではやっぱり考えてこなかったというのは、まずは

って事実です。自分自身もやっぱりそういうところがあったんだなというふうに思っていますが、そこに対する知識も非常にない中で、唯一持っているというか、こういうことだろうなというふうに考えていたのは、温暖化、いわゆる二酸化炭素の排出量とその吸収量、このアンバランスからくるものが、いわゆる気候変動という形であらわれているんだろうなぐらいな、そういう意識しかなかったんですが、そういうことを前提にこれから質問するというのは非常にこう申し訳ないところもあるんでありますけれども、この問題の入り口の、いわゆるこれに関わっていく入り口の議論として質問させていただきたいなと思っております。

それで、今、町長の方から一問目の中で、この見解について、お答えいただいたところでありましてけれども、本町の現状をしっかりと把握することが大切である。まさにそのとおりではないかなというふうに思っております。この温暖化の問題について、私たちの町の町民がこの問題に対してどういう、あるいは関心とか理解をもっておられるのかと。この辺が非常にこうやっぱり、これの議論をしていく上での出発点になるのかなという気がしております。これは先ほど言ったように、自分のそういうことも含めて考えると、もしかしたら多くの町民の方々がイマイチこう関心、興味、あるいは理解という問題では不足をしているということも言えるのかなと思いますけれども、その点について、町長は町民の捉え方をどのように感じておられるか、回答お願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 今、町民のどのように捉えているかということでのお尋ねだと思っておりますけれども、正直今までこう町民にこう発信しているというのは、工藤議員おっしゃられているように、薄いなどは私も感じております。実際に今までこうやって事務事業編の方でも出てきますけれども、事務事業編は公共施設の部分の排出量の削減であって、正直町民には関係ないって訳じゃないんですけども、町民から排出されている二酸化炭素等には関係がございません。国でやっている国民運動であるクールチョイスについては、テレビとか新聞報道でもあるとおりの一定の周知の効果はあると思っておりますので、感じ方にもよるかもしれないんですけども、多少町民にはこうだいぶん浸透しているのかなというのを感じているところでございます。

あと環境省で自治体の二酸化炭素の排出量カルテという地方公共団体の支援ツールみたいなものがあるんですけど、そこで自治体ごとのこう排出量というのがセンサスとか統計調査なんかベースにして公表されている部分があるんですけども、そこでいくと2018年度の分なんですけど、家庭の排出量というのが、全体の排出量の21%ぐらいということでの数値が出ています。ですので、個別に具体的にこういうものが二酸化炭素排出が多いとかということではないんですけども、21%の部分は家庭からの排出であろうということで、今後、町民への周知等は図っていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 課長が前段の答弁の中でもおっしゃられたとおり、やはり関心が薄いというか、なかなかこういう、地域柄というのはすごくあると思っておりますよね、こういうものは。やっぱりその中で、訓子府なんていうのは、やっぱりこれまでも比較的災害に遭わない、そういう地域でもあったし、それから林業もあり、山もあり、そして農業が基幹産業ということもあって、排出と吸収の問題からいけば、やっぱりそれなりのバラン

スをとった中できているんだらうという、そういう思いがあって、私たちの町には、あんまりこう縁遠いものだというふうな意識というのは、どうしてもこう出てくるのも事実だと思うんですが、しかし、例えば、今、家庭の問題がまたその後の答弁の中で環境省の中でも出たということでありましたけれども、もう一つ、基幹産業である農業の分野でも、やっぱりこの排出量の問題でいけば、近年、農業のあり方そのものが化石燃料をやっぱり多用しなきゃいけない。化学肥料を多用しなきゃいけない。いわゆる生産性を上げるということから含めて、排出の方がやはり吸収、いわゆる作物としてもつ光合成というか、そういう問題も含めて考えると二酸化炭素の吸収よりも排出がどうしても多くなる要因にもなっているという話も、これは後段でまた別な形で質問をしたいんですが、そういうこともありますので、なぜ関心が持てないかって、どう関心を持ってもらうかということからいけば、今言ったように訓子府としての見える化、いわゆるどういう形が望ましいのかということの見える化をしたものをやっぱり町民の方たちに提示しながら議論をしていくと。ああしなさい、こうしなさいだけの日常のこまごましたことに対するお説教のようなことで温暖化対策を打つてはなくて、それぞれがやっぱり主体的に自主的に持てるような、そういうものを提供するということが前段すごく大事になってくるのかなというふうに思っていますけれども、そういう点についてはいかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に大切なことを質問いただいております。北海道はゼロカーボン北海道を掲げながら2020年3月に国に先駆けてこうしたことを出していきました。市町村で今、先進的な、こういったゼロカーボンに向けての取り組みで5団体ほど名乗りをあげていますが、北海道でいきますと上士幌、鹿追等々含めてあげてるということですけども、しかし全体のものになっているかどうかというのは非常に疑問です。これは1992年のブラジルのリオデジャネイロでやった地球サミットからスタートして、ここはやっぱり概念的な問題だったって記憶しています。さらにまた1997年に京都議定書で温暖化対策防止条約を結び、2020年までの目標値を掲げたと。しかしこれは先進国に対するペナルティを設けて後進国といいますか開発途上国から大変なブーイングがあがったということもあって、世界が一つになってというものにはならなかったと。2015年のパリ協定で排出国の目標を2030年までに26%、日本でいうと26%削減する。しかしこの間、安倍総理、古くは橋本総理から始まって、安倍総理、政府全体も比較的消極的だったんじゃないのかと。菅さんが内閣総理大臣になって現在の岸田さんも含めていくと、非常に意欲的にこのパリ協定、アメリカも変わってきましたけども、推進していくんだというふうにして、社会全体が先進国、あるいは後進国関わらず、2050年までにゼロカーボンを目指すということ掲げた訳ですけども、しかし、私は環境省の幹部のヒアリングやいろんな講演会にも二度ほど参加させていただきましたけど、2点にわたって環境省に少々苦言も含めて発言させていただきました。一つは、一昨年、私デンマークとリトアニアを訪問してきましたけども、デンマークの掲げている、このゼロカーボンに対する取り組みの仕方と日本の国の違いとは一体何かと。例えば2030年までに化学燃料やめると言っている訳です。もちろん原子力はやめた。かつてはドイツから輸入なんかしてたんですけど、そこで土曜日、日曜日は車をやめると。そして自転車で生活するというのを国民が合意形成されてるということに驚いた訳です。それから、あそこは豚の生

産ですから、豚の糞尿等とそれから海藻をブレンドして自然エネルギーを作成してくということ国をあげてやっている訳です。まず初期投資も国、それから地方自治体、それから買取価格の日本の国というのは電力会社にまだまだ依存しているということもありますから、国策としてあげているということにはなっていないということです。ですから、まず一つは、国民的な合意を環境省は補助制度を設けることも大事なんだけど、国民的な合意をどう作っていくのか、もっと具体的に言うと地方自治体の数値、そしてそれをどのようにして下げていくのか、こういった具体的な施策を環境省なり、国政として、あるいは道政もそうでしょうけども、地方自治体と一緒に作り上げていくということが、今、極めて急務だという話をさせていただきました。すなわち温度が2℃上昇することによって、熱帯雨や、あるいは集中豪雨、現在もそういう状況は見られていますけども、もっともっと我々の生活を破壊していくような状況が生まれてくるという点では、もう後には引けないということではないのかという話をさせていただきます。後段の質問でもまた答えたいと思いますけども、この辺のところを私自身も非常に認識不足だったということもありますので、さらに詰めてまいらなきゃならないと考えています。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今いろいろ答弁していただきながら進めている訳でありますけれども、いずれにしても、大事なのは、この温暖化、気候変動の問題を考える時に大事なのは、この地方自治体がいわゆるいろんな計画をもって、それに取り組むと。主体的に取り組むということと同時にもう一方では、やっぱり考えていかなきゃいけない、大きなこの気候変動の温暖化の要素になってる例えば日本全体としてのエネルギー政策の問題、あるいは産業構造の転換の問題、こういったところにも、言ってみれば、そこが5割、6割の二酸化炭素が排出されよう、そういう産業構造になっているところにもしっかりと目を向けながら進めなければ、単にこの町民、市民、あるいは道民の普通に暮らしている方々たちの努力だけではどうにもならないものがあるんだということも含めて、そこら辺の理解も取りつけながら進んでいくということが、今やっぱり大事になっているんじゃないかなというふうに思います。それがやっぱり両輪でいかないと、やっぱり脱炭素のそういうものが達成できないだろうということではないかと思います。ただ、やはりそうはいっても自分たちの町でもやっぱり、そこに意識をもつことで、そういう発信にもなっていくんだと思いますので、ぜひこれからいわゆる計画を立てるということ。その計画を立てることと同時にそれを実行していく中で町民を巻き込んだ中で何ができるのか、どういう姿が望ましいのかという、そういう議論をまず進めていくということ。そしてその前提では、やはり専門的な知識をもった方々、先ほど答弁書の中にもありましたけれども、情報提供や意見交換が乏しいと感じていると。このことは国や北海道に強く要望していきたい。おそらくほかの自治体でも、こういう問題に対する専門的な知見を持った方々との意見交換も含めて、あるいは情報提供も含めて、非常にやっぱり少ないということが、なかなか地方自治体が進んでいけない、小さな町が進んでいけない大きな要素ではないかなというふうに思いますので、少なくとも北海道においても、そういうところに対する支援というのをぜひ進めていただきたいなというふうに思いますが、そこの辺の考え、今一度お聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 脱炭素の中ではですね、やっぱり日本の社会はまだ石炭エネルギーに対する依存度が非常に高い。それから原子力というのは二分していますけども、私は将来的には原子力というのは廃絶していかなきゃならないという立場に立っていますけども、いずれにしても原子力はクリーンエネルギーだということやら、それから石炭産業等がどうしても日本の政府含めてですね、脱しきれないという問題がありますので、これに替わる、逆に言うと排出するだけではなくて、吸収するエネルギーをどうやっぱり捉えていくかというのをこれも国民的な議論がやっぱり必要なんじゃないのかというのが1点です。

もう1点は、こういったことも関わり合いながら計画をどういうふうに専門的な知識を含めてですね、どうするかと。これはこの次の質問で答えさせていただきますけども、俗に言うさっきあげた先進地と言われているところとうちの町の違いは何なのかと。ここはもうちょっと詰めさせていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、次に、ちょっともう少し、1点、2点ですね、質問したいことがありますので、この点について、ちょっと質問したいと思うんですが、最後の方の大きな4番として、いわゆる若い世代の人たちに、農業とか林業とか、この町の産業構造そのものを含めた中での自分たちの暮らしや産業にとって、どういうふうに、この問題にあたっていけばいいか、そういう観点から、ちょっと質問させていただきたいんですけども、今までどうしても気候変動だとか温暖化の問題というのは、概略的な大雑把な見方をすると、こういう取り組みをすれば、本当に自分たちの今はどうなっていくのかという、非常にこうネガティブというか悲観的な要素としてしか捉えられないような、そこがまたなかなか議論が進んでいかないような仕組みになっていくんだと思うんですが、特にこういう小さな町、私たちの町のようなところでの持っていく方とか進め方というの、やっぱりポジティブにするというかな、どうやって新しい形をこれからの産業構造も含め、例えば林業の問題にしる、農業の問題にしても、そういう産業の問題だけでも考えたら、どうやって新しいものを作り上げていくのかと、そういう排出ゼロに向けたというか、吸収と排出のバランスをどうとっていくかという問題も考慮しながら、そこに対する前向きな変化をどう作るのかということで、先ほど言った若い人たちの議論の場というのは必要になってくるかなというふうに思っています。そういう点から考えて、特に本町の場合は農業の問題でちょっと1点だけ考え方を聞かせていただきたいと思いますけれども、林業でいけば町有林が保安林も含めて1千町歩余りあるんですが、その辺のこれからの保全も含め、新たな植林も含めて、これは本町も非常に力を入れてやっているということはもう分かっていますので、ぜひそれを継続すると同時に農業の問題でいけば、今回この2050カーボンニュートラル宣言を位置付けた中でみどり戦略というものが出てきています。農業政策の中で国の方では、いわゆるこれからも農業も化石燃料を使った、そういうもので出てくる肥料だとか農薬だとかをできるだけ使わない、いわゆる有機農法のような、そういう農業にするという方向で打ち出されています。だからその問題をちょっといろいろ調べてみたり聞いてみたりしていく中で、大きな方向性としてはいいんですけれども、そういう今言ったみどり戦略が今打ち出されているものが本町にとってどういうふうな、まだ具体的なものはなかなか見えてこないところはあるかとは思いますが、どのような

位置付けで本町の農業政策に、あるいは農業振興に結び付こうとしているのか、もし考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のあったみどりの食料システム戦略の関係につきましては、これは農水省が昨年の5月に策定した計画でございます。これにつきましては、農業分野から2050年のカーボンニュートラルをどういった形でアプローチしていくのかというようなものを示してまして、近年の農業政策からしてみると、なかなか挑戦的な提案をしてきてるなというような形で私個人は捉えております。今のところ、この2050年の農業分野のカーボンニュートラルを達成するために、農水省で掲げているのは、一つは技術革新による削減量をどのようにやっていくかということと、農業の持続性と、ちょっと考えてみたら相反するような部分をやっていくというようなところでございまして、その辺で本町として関係するというようなことであれば、有機農業かなというような部分でございます。国で今、有機農業を2050年に対して増やしていきますとかというようなこともありますけども、ちょっとそれを身近に捉えていただくために、道でもみどり戦略のために道としての戦略というのを北海道としても定めております。こちらについて、ちょっと身近ですので、ちょっと説明させていただきますと、北海道の有機農業の現状で申しますと道内の有機農業のJAS有機の認定をとっている面積が今3,650haでございます。この部分、10年間のスパンでいいますと、10年前は2千haぐらいというようなことで、この10年で約70%増加をしているというような状況でございます。ただし、面積こそ増えてますけども、有機農業の農家戸数は減っているというような現状にあります。道の現状は今申し上げましたけども、訓子府に関してはどうなのということでございますけども、訓子府は今、約20haの有機農業、JAS有機とかととっている方がいらっしゃって、現在のところ8戸です。この部分はこの10年でもさほど戸数的に変わっておりませんし、戸数は1戸ぐらい減少したとか、そういったことありますけども、さほど変わっておりません。なぜこういったこと、ちょっと先に述べたかと申し上げますと、有機農業をやるということは通常、農薬とか化学肥料の投入量というのは、ほぼゼロに等しいと。そういった代わりに人的な草取りとか、そういった管理がとても必要になると。そういった部分と経済活動ですから、それを消費する販売価格というのがあります。販売価格は普通の一般慣行品と比べて2割から3割は有機農業でJAS有機をとったものは高い価格で流通しています。そこら辺の構造的な問題があるんですけども、それを一般の消費者が理解を示した上で、それを購入していただければ大変ありがたいことなんですけども、大半が消費行動から、言葉は悪いですけども、安い方というような形に流れまして、そういった部分が現実であります。だから、この有機農業の問題で国がいくら面積を増やしていきましようといっても、その有機農業の製品を買うことによって、先ほど言った環境問題に私たちは貢献しているんですよというあたりを強く訴えていかない限り、その部分の市場も拡大していかないと思っていますし、その部分がなかなか拡大していかないから有機農業の面積とかも伸びていかない原因だという部分もございまして。また一つ、先ほど言った手間の問題からして、先ほど若い方というような部分で訴えていく部分、もちろん農業経営として考えていく部分で機械とかを使ってある程度の収入が得られるか、そういった部分となるべくそういった機械以外の人的手間もかけながら収入は有機農業の収量

というのは少し、やっぱり慣行品と比べて劣ってくるものですから、そういった部分の経営的選択というのがあるのかなと思います。ただし、今、議員がおっしゃられたように、将来的に2050年までにと。地球全体のことを考えていけば、そういった農法というような部分はカーボンニュートラルというか、排出量削減する部分には合致しておりますので、その辺をいかにこちらとしても問題提起して情報提供していくかというのを今後重要になってくるのかなと考えております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今、大里課長が言われたみどり戦略に対してどう向き合っていけばいいかという課題も含めて非常に大事な点を答弁されたんでないかなというふうに思います。今、国はこの2050最終目標年にしながら全国で100万町歩、こういうこのみどり戦略の農地にしたいと。いわゆる有機農法で100万町歩という目標を立てています。全国的に。そして、中間目標として2030年、もうあと8年、そのときまでには全国で6万3千haは、有機農地にしたいと。取り組みにしたいというふうな目標を持っている訳でありますけれども、おそらくこれを現場で一生懸命、有機でものを生産して、安全でおいしいものという頑張っている生産者にとしてみると、すごく、あまりにも軽すぎ、目標の持ち方が軽すぎないかい、その目標にどう到達すればいいのかという、どういふふうなことで困ってて、どういうことで支援があれば、さらにこれがもっと仲間が広がるとか、そういう部分を抜きに、数字だけ挙げられても困るよということになりはしないかなというふうに思っている訳であります。これはそういう面でいくと、非常に今、課長が言われた分も含めて、いわゆる買って食べていただく方々に対する、例えば学校給食にそれを使用するのであれば、それをそれなりにやっぱり財源的にも補償していかなきゃいけないもんでありますから、だからそういう、どういふふうにしてそれを食べてもらうかも含めた構造的な視点がないと、単にこの数字の、非常にインパクトのある数字は出すんですけども実効性が伴わない。やろうと思えば生産者が非常に苦勞すると。そして、なんであるものしかできないんだ、あんだけしかできないんだというふうに逆の意味でネガティブに陥ってしまうような、そういう方向がなきにしもあらずではないかなと思っております。そういう点からいきますと、時間もないので、一つ、今、実際、この有機の問題含めて、北海道も関わると思うんでありますけれども、今ちょっと急に頭に思いついた話なんです、環境保全型農業直接支払交付金というものがありますよね、これでいくと本町が370万ぐらいかな、交付されています。先ほど課長が言ったように、7件、8件の中で、そして面積でいけば、その対象面積になったのが18町だか19町ぐらいだったと思うんですが、これは12月の議会で、ちょっと間違っているかもしれませんけれども、そういう方向がいわゆる補正予算の中で出されたような気がしています。これが今少なくとも、この環境保全型の交付金というのは、私はやっぱり基本的にいい制度だと思っております。だったら、これをどう北海道も含めて、より充実させながら言ってみればみどり戦略にあたっていくのかということが第1点と、今現実に苦勞されている有機農業の、あるいはそういう方向で何とか頑張っていきたいという人たちの声をまず先にどこまで拾っているのか、苦勞も含めて。そういうものがやっぱり抜け落ちた中では、これはもう前に進むような話ではないなというふうに思いますが、その点について、さっき言った環境保全型については、道なり国にぜひ町村としても大きな訴えをして、これ道理のある話ですか

らね、この環境保全型の問題も言ってみれば脱炭素、いわゆる環境にやさしい農業ということで出てる交付金だと思いますので、そういう面では非常にこう整合性のとれた現実的な問題ではないかと思っておりますので、この点について、大きくこう訴えていただければいいかなというふうにも思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、お尋ねのあった環境直接支払、この部分については、先ほどの工藤議員がおっしゃられた理解でよろしいかと思っております。この部分、今の現状で申し上げますと、国は有機農業の交付単価だけを2年ぐらい前から増額して、今、10a当たり2千円という部分に拡充をしていますけども、これはカーボンニュートラルの絡みもあって、そういった部分を拡充したというような説明の仕方を農水省はしております。ただし、その1万2千円が十分な価格かというのは、ちょっとまた別の問題でございまして、そういった部分、訓子府はこれを100%活用しながらやっておりますし、もう一つ環境直払でカバークロープって後作緑肥、後作緑肥をやるにしても5割減の農薬の削減とかが前提なんで、特別栽培ベースなんですけども、そういった部分はかたや国の助成金を少し削減してきている状況にあります。だから、クリーン農業の5割減であっても、これが北海道で始まった平成3年とか30年ぐらい前の話からいくと道総研が特別栽培とかそういったものをやるにあたって、やっぱり4割以上の二酸化炭素の炭酸ガスの排出量の削減につながっているというようなことなので、何も有機ばかりじゃなく、そういった栽培の部分をもっと手厚くというような形でこちらとしても積極的に今、働きかけをしているところなので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 最後ですが、後の質問もありますので、端的に町長から最後にお答えいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間ありませんから、一つはですね、例えば森林譲与税一つをしてみても、わが町の森林の占める面積と人口とそれらによって譲与税が決まってきて、今年度も450万ぐらいの金額が明示されている。このことによって、山を守るとか山の環境をさらに産業の二酸化炭素を吸収していくという政策につながるかどうかという点では、非常に政策的な矛盾がたくさんあります。さらにまた今、クリーン農業でいっている環境保全型農業のことも大里課長の方から申し上げましたけども、われわれがこの50年間に有機農業や特裁農家がどんな努力をしながらやってきてるかというのは、こんなもんでございませぬ。多くの方が頑張ってきてますけども、亡くなられた方もいるし、今、来年度やめようとする人もいます。ですから、こういった現状をきちんと捉えながら総合的な政策をどうやって作り上げていくかということなんです。要はね、環境省で発表していることから言うと2018年ではうちの町でいったらCO2が4万7千トンあるんだと。そのうち多くを占めるのが運輸とそれから産業部門でいっている製造業です。そうするとそして家庭と考えると、家庭が21、運輸31、産業34%、農業だけでいいですよと2千トンということですから。とすると、私はうちの町のさっき言った計画等々含めていくと国に対する要請もそうですけども、これらに関係する企業、それから団体、農協も含めてですね、こういったことも含めてですね、本質的な本格的な議論をした中で、やっ

ぱり目標を設定し、2030年、2050年までにやっていく必要があるのではないか。ともすると今までは例えばバイオマスガスの燃料政策をただけでいいんじゃないかと思いがちですけども、そうじゃない。トータルとして農業、産業構造、あるいは生活の構造をどうやってCO2削減に向けたゼロカーボンに向けて努力していくかということを町民的にも、やっぱり訴えていく。そして組織する。そして学習する。こういったことがやっぱり非常に今、求められているという気がしてならない訳でございますので、今、前回の挨拶で言い忘れましたけども、農業試験場の建て替えがほぼ決まりました。来年度、基本設計、5年度は実施設計、6年度は建て替えということが道庁からの連絡が入ったところでございますけども、あらためて、昔、農業試験場は有機農業なんての研究のテーマにはなかった。農業者の努力によって、今ものすごいそれが認められたり、あるいは研究のテーマになってくる。これからの農業試験場含めてですね、やっぱり治験研究機関、これら専門的な人たちも含めたですね、総体としての政策、ガバナンスが求められてんじゃないかなというふうに思えてなりません。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、時間もありませんので、次の質問に入らせていただきたいと思えます。

有害鳥獣駆除事業についてという質問であります。

有害鳥獣駆除対策については、昨年同様、猟友会の協力を得ての猟銃による駆除や、くくりわなの貸し出しによる駆除、狩猟免許取得者への助成などが取られています。また、各地域の保全会事業で管理している鹿柵もエゾシカの侵入を防ぐ役割を担っているかと思えます。

しかし近年、このような努力にも関わらず、エゾシカの畑地への侵入や食害、さらにはヒグマの畑地や民家周辺への出没も相次いでおります。

これらの状況を踏まえ、次の点について町長にお伺いいたします。

1、本町の有害鳥獣による近年の被害状況はどのようになっているか伺います。

二つ目です。今後の有害鳥獣駆除対策について、これまでの取り組みの継続に加え、新たな対応が必要にならないか考えを伺います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1点目「本町の有害鳥獣による近年の被害状況はどのようになっているか」ということです。

本町の有害鳥獣による近年の被害状況は、エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス等の鳥類による農業被害があり、中でもエゾシカによる被害が大きく、令和2年度のきたみらい農協の調査では、馬鈴しょ、ビート、麦、玉ねぎ、小豆等の被害面積が20.37ha、被害額が2,233万7千円と全体の約7割を占めております。

そのほか、ヒグマ、キツネ、カラス等による農業被害も含めると訓子府全体で26.58ha、3,053万5千円の被害となっており、直近3か年の推移を見ると被害額が増加傾向にあります。

また、令和3年度のヒグマの出没状況につきましては、足跡や食害、目撃情報が13件

寄せられ、幸いにも人的被害はないものの実践会地区では住宅付近の畑に出没するなど、近年増加傾向にあります。

一方、キツネやカラスがハウスや牛舎内に侵入し、作物や家畜に与える被害も依然として見られ、特にキツネはビニールハウスのみをイタズラに損傷させるなど、今までになかった被害も発生しております。

2点目に「今後の有害鳥獣駆除対策について、これまでの取り組みの継続に加えて、新たな対応が必要にならないか」ということです。

有害鳥獣駆除対策につきましては「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、自治体ごとに策定する「鳥獣被害防止計画」に沿って銃器やわなにより有害鳥獣駆除を行っております。

被害の大きいエゾシカの捕獲実績につきましては、令和3年度における有害鳥獣捕獲期間内で239頭となっております。

また、捕獲を推進する母体として、町、きたみらい農協、森林組合、猟友会、くくりわなの会を構成メンバーに「訓子府町鳥獣被害防止対策協議会」を組織し、国、北海道からの補助金、町、農協からの負担金をもとに、猟友会やくくりわなの会における駆除活動に対する支援をしております。

そのほか、キツネなどを捕獲する箱わなについても、町民からの要請による貸し出しや職員による設置などにより、令和3年度は3頭のキツネを捕獲しております。

しかしながら、これらの駆除対策のみを講じてもエゾシカやキツネの生息数減少にまでは至らない点や、従来、農業者段階で行われてきた電気牧柵や爆音機等の設置による被害軽減の取り組みの効果を考えますと、駆除とあわせ有害鳥獣を近づけさせない取り組みをセットで推進することが重要であると考えております。

近年出没が多くみられるヒグマにつきましては、人的被害につながる恐れがあることから、状況に応じてヒグマ用箱わなの設置や銃器による捕獲を行うとともに、近隣町民からヒグマ出没の通報があった場合、警察および猟友会と現地の状況を確認し、出没箇所付近の実践会やJAを通じた農業者への情報提供、教育委員会を通じた学校やスクールバスへの情報提供、役場からのSNSによる町民への注意喚起、出没箇所への看板の設置など、ヒグマの被害に遭わないための注意喚起を迅速に行っております。

しかし、ヒグマ出没減少のためのさらなる有効な対策が課題となっており、ヒグマが生息する山林と畑の間の草木を刈り取り、身を隠す場所を減らすなど出没しづらい環境を整備していくことも重要であり、啓発活動を行っていくことが必要と考えております。

このようなことから、さらなる被害防止のために新たな対策が必要であると感じており、近隣自治体では、電気牧柵への助成、害獣対策ロボットの導入による追い払いなど、さまざまな取り組みが実践されていますが、中にはその効果が判然としないものもあるのが実態です。

本町においても、既存の対策に加えて近隣自治体の取り組みの効果を踏まえ、有効な対策を見極めながら対策を検討してまいりたい。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 残念ながら、ちょっと時間も押し迫っていますので、この問題、有害鳥獣駆除の関係では、1点だけ再質問という形で質問させていただきます。一つは、ヒグマ対策の先にヒグマの問題でいけば、やはり人的被害だけは絶対出してはいけないということをもう肝に銘じていただきながら、答弁書でもありますように、一つはやっぱり草木を刈って、いわゆるクマが出にくい状況をどう学習してもらうかも含めて、やっぱり近隣の先進的などところの実践も含めて対応をとっていただければいいかなというふうに思っております。非常にこれも例えば子どもたちが夕方自転車でスクールバスのバス停から自分の家まで帰るときにやっぱり危険を感じるだとか、そういう話もありますし、また、家の周り、本当のもう軒先のそば通って横断してくというの、うちの近くなんかはありますんで、ぜひそこで何かがあってからではやっぱり遅い訳で、そこはどうしても非常に難しい部分はありますけれども、何とかこのヒグマ対策だけは人的なものもあるということを含めて、やっぱりあるということを含めてお願いをしたいということです。それともう一つ、シカの対策の問題ですけれども、今回この一般質問を考えて提出した後に、これ道新なんかでも出てまして、道として、エゾシカ管理計画というのあって、これの関係する記事が2回ぐらい出てました。ああやっぱり道の方もこういう形で、これは全道的にそういう問題が出てきてるから、いろんなどころでも柵を設けながらやったりしてるんですが、やっぱりなかなか減っていかないと。被害が減らないという、そういうことで出てるんだなというふうにあらためて思ったんですが、道有林の問題だけで、今回ちょっともう時間ないんで、道有林の関係でちょっとお願いしたいんですが、私の住んでいるところの弥生地区も含めて、あそこは試験場から向こうのホクレンの実習農場の方まで、あそこ一つ山、道有林のような形になってますが、その周りは鹿柵、いわゆる保全会でやって鹿柵をもって町有林を囲い、やっているんですが、その真ん中にある道有林の中から出てくるシカが非常にうちの近辺の食害、もうビートの移植し直したとか、この近年特に多くなってます。時期的には春先になると10頭を超えるだけのものが道有林の方から出てくるような形になってますし、もちろん鹿柵を破って町有林の方からも来てるのがいるんですが、おそらくこれは緑丘方面だとか川南地区も似たような状況があるんじゃないかと思いますが、できれば道として、この道有林の所有者として、何て言うんですか、大型の囲いわなのようなもので、実はそれちょっと当事者たちとも話されてたんですが、うちの地域で、囲いわなのような形、場所提供するから、何とかならないのかと。やっぱりそういうこともありますので、そういう部分の道有林を持つてる道に対する働きかけのようなものというのは、できないのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ヒグマの関係につきましては、議員言われたとおり、何かあっては遅いというようなことで情報提供とか迅速にするような形で検討してまいりたいと思いますし、先ほどシカの道有林の関係ありました。これにつきましては、現在、一斉駆除というような、猟友会にお願いして撃ってもらったり、今年もやってもらったんですけど、そのタイミングではシカが打てなかったと。出てこなかったというような実態にごさいます。もう一つは、くくりわなを設置しておりますけれども、年に1頭捕れればいいということで、さほど効果が上がってないというような実態、ご存じかと思いますが、ごさいます。囲いわなにつきましては、大きな面積を一つ必要とするのと、基本的に

は、シカを生きたまま捕獲して、それを養鹿場とかに持っていったりするというような形での、ちょっと駆除とは別の観点のやり方なんですけども、その辺がとれるのかというようなことをご意見いただきましたので、ちょっと道とも協議しながら、その対応を今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 短い時間で申し訳なかったんですが、最後に町長として、この有害駆除についての新たな対応も含めて、本当はもう二つ、三つ、ちょっとあったんですが、道有林の問題も含めて、最後にもう2分はおそらくなくなると思うんですが、手短にご回答あればいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先の答弁でもお話ししましたように、かつて訓子府町は鹿柵を備えないという政策をとっておりました。しかし、置戸や陸別やなんかで鹿柵をやったところから出てきたシカがみんな訓子府町に入ってくるという現実の中で、緑丘やあるいは弥生等々含めた鹿柵をやってきました。しかし、それも今、老朽化しているということもありますし、さっき道有林の問題もありました。幸いか不幸か分かりませんが、私どもの町は国有林がありませんので、北海道、そして市町村関係等含めてですね、全体的なクマ、そしてエゾシカ、最近出ているキツネの対応を含めたですね、総合的な駆除政策等を協議して、これから進めていかなきゃならないなということを感じておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） これで私の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（須河 徹君） 9番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、泉愉美君の発言を許します。

泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 7番、泉です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

性的少数者（マイノリティ）に関する本町の認識について。

性的指向であるLGBT、男女のいずれかではないと感じているXジェンダー、性的指向や性自認を定めていないクエスチョニングなど、性的少数者は多様であることが分かってきています。

性的少数者の理解の面では遅れている日本ですが、1割近い自治体でLGBTのカップルを公的に認める制度を導入し、多様性を認め合う社会へと変わってきているのが現状です。

誰もが自分らしく生きられる、住みやすい町であるために本町の認識について伺います。

一つ目に、LGBTなどの相談窓口と、町民の正しい理解促進の取り組みについて。

二つ目に、教育現場での相談体制と配慮は。

三つ目に、「パートナーシップ制度」導入についての考えは。

町長と教育長に伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「性的少数者（マイノリティ）に関する本町の認識について」3点のお尋ねがございましたのでお答えいたします。

1点目に「LGBTなどの相談窓口と町民の正しい理解促進の取り組みについて」のお尋ねがございました。

「LGBT」とは、性に関して少数者の人たちを総称する呼び方で、人間の性はからだの性・こころの性・好きになる性の三つの組み合わせで考えた場合に“L”はレズビアン、“G”はゲイ、“B”はバイセクシャル、“T”はトランスジェンダーの少数派とされる人々を言います。

また、LGBT以外の性的少数者を含めると、日本には13人に1人の割合で性的少数者と言われる人が存在するといった調査結果もあります。

民間の調査などでは「LGBT」という言葉の認知度については80.1%と比較的広く浸透してはいるものの、性の多様性についての意味を知らない、聞いたことがないなど認知度が低い結果となっています。

昨今では、2020東京オリンピックの開催時に、LGBTなどに対する理解を深めるための動きや教育プログラムに組み込まれたことで、若年層への認知や理解が進んでいる傾向にあると思われます。

本町でのLGBTなどに関する相談実績はこれまでありませんが、LGBTなどの性的少数者が13人に1人の割合で存在するというのであれば、自分の中にある違和感や人にうまく表現できなくて、声をあげることができない方も潜在的にいるものと思います。今後は当事者の方々が相談できる窓口として、こころの健康相談や思春期相談等の機会に、性に関すること、LGBTなどに関することなどを含め、周知していきたいと考えております。

また、学校教育における取り組みや町民、企業等に対しての普及啓発に努めていきたいと考えています。

2点目の「教育現場での相談体制と配慮は」についてのお尋ねがございました。

学校現場におけるLGBTなどの性的少数者とされる児童生徒等への支援については、社会的な関心の高まりもあり、正しい知識に基づいた適切な対応が求められています。

これまで各学校などにおいては、性的少数者等の児童生徒や保護者からの相談は寄せられておりませんが、子どもたちが日常生活において悩みや困難を抱えていることが心配されていることから、一人一人が相談しやすく安心して過ごせる環境づくりが大切と考えております。

このため、各学校における性的少数者の対応については、道徳科や総合的な学習の時間などにおいて、差別や偏見のない社会の実現に努めることや、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重することを扱うなど、多様性を認め合う態度の育成に取り組んでいるところ

です。

また、教職員については研修等を通じて性的少数者の理解と支援のあり方や対処方法などの共通認識を図っているところです。

これからも性的少数者等も含めた児童生徒一人一人の悩みを受け止め、本人や保護者の意向に寄り添った対応を図るよう、引き続き関係機関などと連携した教育相談体制の充実に努めてまいります。

3点目に「パートナーシップ制度導入についての考えは」とのお尋ねがございました。

パートナーシップ制度は平成27年東京都の渋谷区と世田谷区が初めて導入し、令和4年1月現在、全国で147の自治体が制度を導入しています。道内では札幌市と江別市、令和4年度中に北見市が導入予定であり、性的少数者への人権の尊重と理解が少しずつ進んでいると感じています。

本町においても性的少数者の多くが感じているとされている日常的な生きづらさの解消と誰もが差別されることなく、多様性を認め合い人権が尊重される社会の実現に向けて国や他自治体の動向も注視しながらパートナーシップ制度の導入について検討してまいりたいと考えています。

以上、お尋ねのございました3点につきまして、お答えしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） ありがとうございます。LGBTという言葉、社会にもだいぶ浸透してきているんですけども、今、答弁でも少し説明していただいたんですけども、ちょっと基礎知識として、お話をさせていただきたいのは、LGBTのLはレズビアンなんですけど、これは女性の同性愛者です。Gはゲイで男性の同性愛者、Bはバイセクシャルで両性愛者、Tはトランスジェンダーといわれる体の性と心の性が一致しない方のことを言っていて、これらの性的少数者を総称してLGBTという言葉を使っています。日本のLGBTの該当者は先ほど町長、13人に1人というふうにおっしゃっていましたので、だいたいそれぐらいかなというふうにも私も認識しておりますけれども、言いつらいから言わないだけで、なかなかの割合がいるのかなというふうに思います。本人だけでなく、家族とか周りに相談された友人とかも悩んでいたりするケースも結構あるようなんですけども、先ほど、これまでに相談実績がないというふうにおっしゃっていましたけれども、家族とか、あと周りの人たち含めて、そのような相談を受けた事例はないのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） これまでの実績としては、このLGBTに関しての当事者とかご家族からの相談というのは具体的な内容は少ないです。それに関連してというか、違う件で相談になったケースの中には、背景にそういう問題が、問題というか悩みを抱えていたというケースはあったこともあるんですが、相談窓口として具体的に性に関することとか、性的マイノリティに関する相談ということの周知がされていないということもあるので、その辺での具体的な相談というのは、今までにはありませんでした。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 気持ちに寄り添った専門の電話相談窓口というのは、私が調べると結構たくさんあって、心理的な相談は、そちらの方に行くのかもしれないなというふう

に思っていたんですけども、社会全体がどんな性でも認め合うという、そういう方向に変化してきているように感じていて、後でお話しますが、パートナーシップ制度が自治体で導入されると、いろんなメリットがあるので、これから多分、訓子府はどうなっているのかなということで問い合わせとか相談が増えてくるんじゃないかなというふうに思っています。もし、自分だったら相談窓口分からないけど、どこに相談するかなというふうに考えてみたんですけど、例えば、パートナーと一緒に家族として公営住宅に入りたいなと思ったら、私なら建設課に直接電話してしまうかもしれないし、あとは医療に関する同意書に家族として名前を書けるようなことも始まっているので、そういうのを希望する場合には福祉保健課に連絡するだろうなというふうに思ったりしていました。福祉なんでも相談とかもあるので、そこでもしかして話を聞いてくれるんじゃないかなとかっていうふうに思ったりしていました。それで他の自治体はどうしているんだろうと思って調べたら、男女共同参画課とか、SDGs推進室とかっていうのを作っているところがあって、そういうところで担当しているようなんですけど、訓子府では、町民課が人権擁護を担当しているので町民課の方がいいのかなとか、ちょっと正直、担当がどこなのか、分からなかったのも、もし相談したいなと思ったときに、どこに電話とか、訪ねていったらいいのか、分からないと困るなというふうに思いました。それで、こういう相談を受けるのに、たぶん特別な資格とかが必要な訳ではないとは思いますが、相談する方としては、ちょっと専門知識を持った人に相談してほしいとか対応してもらいたいなというふうに思うと思うんですけど、その専門知識を持つ担当者が対応するような必要はないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 今、町でいろんなこころの健康相談とか、思春期の相談に関しては福祉保健課が担当していますし、こころの問題だけではなくて、体に関することについては、保健師等が対応してはいるんですけども、この問題に関しては、その方がどういったことで悩まれているかという中身によっては、福祉保健課が対応するのか、もっと具体的に町民課とか、そういう人権に関することであれば、そういうところに対応しなきゃいけない相談だと思います。町としては、各課の連携とか、そこで解決できない場合は、また専門なところに機関に相談するなど、対応はしていかなきゃいけないと思っていますし、実際に私たち相談に対応する者がいろんな研修の機会とか、そういうことを理解する、どんなふうに対応していいかという研修は今後受けていく必要はあるんじゃないかと考えております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 各課で連携してというお話ではあったんですけども、相談する本人にしてみたら、ちょっとどこかで一括して話聞いてもらえる方がいいのかなと。あんまりたらい回しにされるのも嫌だし、デリケートな問題でもありますので、なので相談窓口はここですよというのを明らかにして、公表した方がいいんじゃないかと私は思います。公表の仕方としては、広報紙だったりホームページだったり、あとSNS、若い人たちも見たりしているので、そういうところでちょっと継続的に訓子府もこういうことちゃんと相談に乗ってますよという、そういうところを示してほしいなというふうに思います。それと同時にLGBTという存在を町民の皆さんにも広く知らせていく時代になってきてい

るのかなというふうに思います。さまざまな性がある、みんなと違うからといって差別してはいけませんという、当たり前のことだと思うんですけども、当事者は日常的に差別されていたり、偏見の目で見られたりしているというのが現実だそうです。それが原因でうつになったりとか自殺する率が高くなってしまったりという、そういうこともちょっと心配なので、この町からはやっぱり1人の犠牲者もそういう形では出してほしくないという思いがありますので、そのためには周りの理解も大事かなというふうに感じていました。周りの方への周知というのもちょっと難しいケースなのかもしれないんですけど、北海道では道民の理解促進のために、この2月にガイドブックを発行しているんですよね。訓子府町でも、そんな大掛かりなものではなくてもいいけれども、広報の1ページを利用したりとか、あと小さなリーフレットを作って周知するような、そういう方法もあるんじゃないかなと思ったりします。公共施設とか学校でそれを配ったりとかポスターを作って貼ったりとか、そういう考えはないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 今、議員がおっしゃられたとおりだと思います。いろんなリーフレットを広報の一部を使って、そういうことの理解に関する周知を図っていくということも、必要なことだと思います。町では自殺の対策のための計画も立てておりますので、その中にそういった心の相談という中にLGBTに関する相談も行いますよとか、そういうようなこと、そういうことで悩んでいる方については、いつでも相談に乗りますということも含めて、そういう媒体を使いながら周知していきたいと思ったりし、あとは学校の関係でも教育現場でもいろいろと取り組みがなされていると思いますので、それも合わせて町民の方に理解を深めるような普及啓発をしていけたらと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 自分の性に関して困っているって、なかなか意識持てない人も多いかと思うんですけど、そういうことで困っている人がいるってことを知るだけでも理解への一歩となってくると思いますので、身近に当事者がいないと自分には関係ないというふうに思ってしまうがちだと思うんですけど、何とか関心を持ってもらうところから始めて、互いに認めあえる町になるように、風土づくりというんでしょうか、そういうのにも力を入れていくべきかと思います。それから、生活の中で多くの時間を占めるのが仕事の時間かと思ったりしますが、職場の中で存在を認められるということは、本人にとっても意義が大きいと思うんですけども、町の企業でこの性的少数者に関する取り組みのようなものは見られますでしょうか。というか、耳に入ってきたりするものなんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 企業等については、そういうことを取り組んでいるということは、今のところ聞いておりません。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） そうかなと思ったりしてたんですけど、大きな企業では、もう既に平等に働きやすい環境であるための取り組みというのが始まっていて、例えば、ハラスメントに当たる発言に注意しましょうというふうに呼びかけていたりとか、トイレの利用を配慮して、誰でも使えるような多目的トイレを用意していたりとか、あとは福利厚生

面でパートナーを家族というふうに認めて手当とか休暇とかを平等に与えたりとか、そういう取り組みが始まっているようですが、中でも当事者にとって、一番の希望となるのは、企業のトップがLGBTの支援を宣言することだそうです。われわれの会社はLGBTの社員も働きやすい職場にします。差別は許しません。そう明言することは一番の救いであるというふうに聞いています。訓子府の話に戻りますけども、訓子府は個人の商店が多いので、企業としての取り組みというのは、ちょっと難しいところもあるのかなというふうに思いますけど、町と商工会が同じ方向を向くことができれば、当事者を応援するような呼びかけができるのかもしれないなというふうに思います。そうやって少しずつ意識付けとか浸透させる取り組みを町が主導で進めてくれるとありがたいなというふうに思います。

次に、二つ目の教育現場でのお話をさせていただきますが、LGBTは思春期に自分で気付くことが多いそうです。多くの時間を過ごす学校での支援や対応は必須だと思うんですけども、学校は男女で分けられているものというのが結構多くありまして、トイレや更衣室、制服、健康診断、あとは宿泊を伴う行事とか、体育の授業などなんですが、これは配慮が必要なところなのかなというふうに思っていますが、当事者は学校生活のあらゆる部分で生きづらさを感じていると思いますが、具体的に配慮しているようなことはあるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、学校現場で、こういうLGBTに関して男女の分けの部分に関する配慮をどのようにされているかというご質問だったかと思います。今のところ回答にもありましたとおり、そういう相談というようなケースは今ないということで、具体的な部分はなかなか難しい部分ではあるんですが、実際に今、中学校の制服の関係ですが、LGBTに限らず、時代の要請も含めて、この春から男性はいわゆる学生服、詰襟の学生服、女性はセーラー服というふうに今まで校則になっていたんですが、男性、女性を撤廃して、訓子府中学校の制服は学生服とセーラー服ですと。以降何も書いてないということなんで男子が着ても女子が着てもいいですよというような形をこの4月からとるということで伺っております。

それから、先ほど言いました具体的にトイレですとか更衣室ですか健康診断等々については、今のところ具体的な動きはないですが、国や道の方からいろんな形でこう流れていくものの中では、例えばトイレですと職員トイレや多目的トイレを利用するですとか、更衣室は保健室や多目的トイレを利用するような形で、いろいろな指針等は出されているんですが、回答にもありましたとおり、あくまでも本人と保護者と学校、学校も担任ばかりではなくて、1人で抱え込むのではなくて、組織として、そういう事案が出た場合はみんなできょう相談をしながら組織として対応していくということで、本人、保護者、学校がいろいろ相談をする中で本人の意向に沿った形で進めていくということで、今のところ基本的な認識をしております。ということでご理解をいただければなと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 毎日使うトイレは日頃のことなので、もし該当者の方がいるとすると、とても気になる場所なのかなと思うんですけど、多目的トイレというのは、小中学校には今あるのでしょうか。あるんだったら誰でも使えるようになっているのでしょうか。

か。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 今、多目的トイレにつきましては、すべての学校にはございません。このような事案もありますので、今後、こういったものに配慮しながらですね、検討していきたいなと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） それから制服について、今、お話があったので、男女を問わずどちらの制服を選んでもいいということなのかなというふうに聞いていましたけど、新聞とかでよく目にするのは上がセーラー服、女の子のやつだけ、下はスラックスを認めてるとか、そういうのもちょっと目にするようになってきたので、以前に比べて社会全体的に進んできているのかなというふうに感じていましたので、好きな方を選べるようになってきたことはいいのかなと思います。ただ、今のところ児童生徒や保護者からの相談はないというふうに言っていましたけど、やっぱり打ち明けられないとか、秘めている子は多いと思いますので、そういう生徒からの相談があった時にはどういうふうに対応するか。いろんなケースがあると思うので、一言では言えないとは思いますが、何か対応のマニュアルみたいなものがあったりするのかなどうかを教えてください。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、性的少数者の悩んでいる子が仮にいたとしたら学校の対応についてのご質問だと思いますけど、今まで、先ほどご回答したように、それに関する相談を各学校で受けてはおりませんが、先ほど来、言われているように、性的少数者といわれるのが13人に1人、8%程度、日本でもいるのではないかという状況の中では、そういうことを考えますと潜在的に、そういう子がいるということも意識しながら学校の方では今、対応しているところで、性同一性障害のジェンダーの部分もあるんですけど、そこを含めた中では国から非常に早い時期から学校での対応をするようなマニュアル等もありますし、仮に本町の中で生徒や保護者から相談があった場合はですね、その一人一人の状況に応じて、プライバシーも十分に配慮しながら、その生徒が自認する性がどうなのか。どういうことで、その子がどんな状況にいるかということをも十分踏まえながら、学校で全体でそういう全体的な支援をどうしていくかというような対応にきつとなるというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） ありがとうございます。先生方の意識ももちろんそういうふうな形で高まっているとは思いますが、研修とか何かセミナーを受けたり勉強会の機会とか、そういうものはあるのでしょうか。先生と生徒って、やっぱり直に接するので教員の知識とか理解度が十分なのかどうかというところが気になるころなんですけど、その辺はだいぶ進んできているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 校内の学校の先生方の、そういう体制の部分でございますが、国や道からさまざまな部分で毎年ですね、例えば、昨年の3年の6月では性的マイノリティとする児童生徒のきめ細かな対応についてということで教員もなかなかこう理解がまだすべてしてないんじゃないと思うんですが、教員が分かりやすいような資料を配布をしたり

だとかですね、平成28年4月には性同一性障害や性的志向、性自認にかかる児童生徒に対するきめ細かな対応等についてということで教職員向けのこういうマニュアルみたいなものも発行して、それを各学校に配布をしてですね、理解を進めているところです。なかなかこう性急に進むものではございませんが、養護教員などを中心にですね、今後もうこうしたものを啓発して教職の理解を深めていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 打ち明けるかどうかは本人の意思であったとしても、いつでも打ち明けられる相談の場というのは環境としてあるだけでも救われる子どもっていると思いますので、その辺、注意しながら進めてほしいなというふうに思います。

それから、他の生徒、他の児童生徒への説明とか教育のことなんですけど、どんなことがされているのか。もしされていることがあったら教えてください。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 学校現場での子どもたちへのこうしたものへの理解をどう深めてるかということかと思えます。まず、小学校では、なかなか低学年では難しい部分かと思えますが、高学年の部分で保健の授業で、こういういろんな性や性自認がありますよと簡単に学習しているということです。それから6年生の社会科の中で人権学習の中ですべての人を尊重するという中に、こうした性の関係のことも含まれているようです。それから、中学校ですが、中学校はより一歩進んだ形になると思えますが、道徳教育や人権教育の中でこうしたものの概要を学んでですね、性的マイノリティの配慮ということでは、先ほど制服の問題もありますけど、例えば学校だより、これは小学校もそうですが、昨年、東京2020というオリンピックの時に多様性のことがお話がされたと思うんですが、それに合わせて学校だよりなんかでも周知をされているというようなこともあるようです。それから、これはまたLGBTとはまた別で、これもかなり前から進んでいるところですが、混合名簿ですとか、公的な場での呼び名ですね、何々君ではなくて、〇〇さん、男も女もさんというようなことを統一したりとか、以前は生徒会の役員も男子、女子1人ずつみたいのがあったんですが、今はそういうのを撤廃をしたりとかですね、いろんな部分で配慮をしているような状況と学校理解を進めているというところがございますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） お互いに理解できる気持ち、育てるような教育は十分にされているように、今の話聞いて思いました。若い人とか子どもの方が理解があったりするのかなと。受け入れやすいのかもしれないなというふうに思うところもありますので、誰もが苦痛を感じることなく学校に通えるために何ができるのか、学校現場でも体制を整えてほしいなというふうに思います。

それから、次に、三つ目のパートナーシップ制度のことについてなんですけれども、パートナーシップ制度は、同性の結婚が認められていない日本で自治体が独自の証明書を発行することによって、同性カップルをパートナーとして公的に認めるという制度ですね。制度の導入を求める声が多く上がったことで、全国的にも今、急速に広がってきています。北海道でも札幌市で2017年に導入されてから、札幌市では140組のカップルをこれまでに認定しているようです。先ほど答弁でもおっしゃってましたけど、今年に入ってか

ら江別市、北見市でも導入するようなことに動きが出てきていますので、都市部を中心に広がってきていることで、北海道はちょっと遅れ気味なのかもしれないですし、先ほど答弁でもおっしゃったように、近隣の町村の動きも参考にしたいというところがあるのかもしれないんですけども、同じくらいの規模の町でも導入しているところっていうのがあるので、これは自治体の規模に関係なくできることではないかなと思うんですけども、どのように考えますか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） パートナーシップの導入についてなんですけども、先ほど答弁にもありましたとおり札幌市が導入してて、江別市も3月からもう導入されてます。北見市が令和4年度中に導入予定ということで、江別市なんですけども、今まだ導入してひと月たってないんですけども、サービスを何か使えますかということで聞きました。民間事業者においての、例えば携帯電話の家族割とか、生命保険の受け取りとか、通常であれば家族でないと駄目なんですけれども、パートナーシップで宣誓された方については受け取れると。あと企業によっては、従業員でパートナーとして認めて福利厚生を適用しているところもあるようです。ただ、市の部分についてなんですけども、市営住宅のパートナーとしての同居の入居の許可ですとか税の証明なんかは同居している同じ世帯も家族じゃないととれないんですけども、その辺については、法律で決まっている部分でありますので、今のところはパートナーシップ制度を導入してるけども市営住宅の入居とかについては、今後整理してできる限りこうサービスを増やしていきたいということでございました。本町についても、その辺の整理、できる限り多く町の事業だったり制度だったり、多く導入、もしかやる前提でいけば、できる限り多く、民間企業にお願いするのはもちろんですけども、町としてこういうことができますということをきちんと整理して制度を確立していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） この制度を導入されるということは、当事者にとっては、まさに生きる希望になると思うんですよ。それで第一にパートナーとして認められたという気持ちの上での安心感がまず第一かと思えますけど、ほかにもメリットがたくさん、たくさんてほどでもないですね、さっきおっしゃったように、保険金の受取人になれるとか、携帯電話で家族割になれるとか、そういうのは本当に民間で先導してくれてるように進んでいるのかなというふうに思います。公営住宅はさっきちょっとまだ導入されてなかったりするところもあるのみたいな話でしたけど、結構自治体でみると公営住宅の入居を認めているところも多いみたいな印象を私は受けてました。あとは医療に関して、手術の同意書に名前が家族として書けたりとか、家族としてお医者さんからの話を聞けたりとか、そういうふうなメリットがありますので、導入するからには、やっぱり効果がそれなりにあった方がいいと思いますので、今後、検討していただく中で、どんなサービスが考えられるかというところは、よく考えてからの導入にももちろんなるのかなというふうに思いました。それから、導入するというふうに決めてから実際に当事者の方が宣誓をするまでに、どんなふうな手順で事務的に、どんなふうな手順でどのくらいの期間がかかって実現するものなのか、もし想定しているようでしたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 今まだ導入ということでは進めてないので、どのようにということでのお話になると、ちょっと他の自治体のことになると思うんですけども、先ほどの江別市でいけば事前にお電話や来庁いただいて、申し込みをして、それから日時を宣誓ということで町に出すんですけども、それで町の担当者が受けて、そこで許可を出すということで、時間的には、その日にちが決まれば受け取って、そこで宣誓してもらって、許可というか宣誓書を出すということですので、事務的なお時間はそれほどかからないと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 北見市で導入を決めてますけども、この導入にあたって、北見ではパブリックコメントを募集したみたいなんですよね。それで否定的なコメントはなかったというふうに聞いていまして、デメリットを受ける人もいないという判断をして、この導入を決めたというふうに聞いています。北見市としては4月から要綱を制定するようですね。住民の方々への周知を経て、6月1日から宣誓を受け付けるというふうに、新聞で見たんですけど、そういうふうになってました。なので、きっとそういう手順で、もしパブリックコメントは募集するかどうかは分かりませんが、要綱とか制定するとしたら、どのくらい時間かかるのかなと思って聞いたんです。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） その辺もですね、やるということでは進めてないんですけども、パブリックコメント、意見集約等については、ぜひ行いたい。もしかこの制度をスタートさせるのであれば、より多くの人たちの意見を聞いて進めていきたいと思えます。パブリックコメントは大体ひと月ぐらいでしょうか。ひと月ぐらいの期間だと思うんですけども設けて進めていきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 訓子府もこの人権についての理解が進んでいる町であってほしいなというふうに思っていて、町として、まず第一段階として、このLGBTに関して、支援をしていく方向に動きますよという、その宣言のようなものができるか。導入が決まったか決まっていないかに関らず、時代の変化とともに、そういうLGBTを応援する町にしていきますよというような宣言はできないものなのかなと思うんですけど、その辺については、どのように考えますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） LGBTからパートナーシップ協定含めて具体的な話をさせていただきました。最近のことで言うと東京オリンピックの時に日本の代表する委員の方が女性が委員の中に登用すべきだということも含めて、世界的にそれを求められていることなんだけど、女性が入ると無駄口が多すぎるというようなことも発言して、結局はその方やめられましたよね。現実的には国もまだそういうレベルです。多いんじゃないかと僕は思うんですけども。パートナーシップ協定というのは150ぐらいの自治体が登用すると、入れるというふうになっているんですけども、2千数百の自治体の中でまだ150です。そして、国は専門の部局ないんですよ。男女共同参画というのがあったとしても、パートナーシップ協定を担当する内閣府なり、そういったところありますかというのに対してないんです。日本の国の状況というのは、そういう現実です。その問いに対して、国の回答はわれわ

れはニュートラルな立場です。ニュートラルって分かりますか。中立だと言っているんですよ。すなわち非常にある意味では、今、泉議員が言ったような、さまざまな指摘というのは日本の社会の中ではまだまだ少数派です。そして地方に行ったら本当に北海道で言ったら市町村ではない現実ということを考えていくと、これからわれわれは行政の緊急かつ総合的な課題として検討していかなくちゃならないと。今とともにパートナーシップの方が町営住宅、渡辺課長のところきたら入居できないでしょ現実的には。泉議員の質問が出て、誰が答弁するんだと言ったら町民課だと。町民課の誰だと言ったら、彼ですという訳で。すなわち現状においても過去においても、そういう生活の中で育ってないし、専門的な教育受けてないんです。だから関口補佐に答弁してくださいってこう決めた訳です。実態はこういうレベルです。でもこれでいいかというのは別の問題です。少なくとも北見市が今、パートナーシップ協定を認めるということは函館に続いて出てきた訳ですから、私たちもこれらを他人事ではなくて、新しい時代の当たり前のことがこれから進めていくということはどう現実のものにするか。今、泉議員が期待しているように、LGBT宣言とかですね、それを前に進める町だと名乗り上げると、上げれないかということでしたけど、ちょっと今、僕の段階では、ちょっと待ってくださいっていう、そのレベル、全町的にもそのレベルですから。発想として真実として正しいけども、それを行政の一つの課題として早急に検討することができても、今、名乗り上げるといことは、ちょっと難しい課題が多すぎます。ちょっと時間はやっぱりいただかなきゃならないと思いますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） ありがとうございます。この制度を進めることによって、やっぱり認められて救われてくる人がいるんだということを忘れないでほしいなというふうに思います。まずは町民の皆さんが理解してくれないと、なかなか町も動いていくことって難しいと思うんですけども、これは該当者がいるとかいないとかに関わらず作っておくべき制度かなというふうに思います。もちろん時間がかかるのも分かりますし、制度の導入だけが先走って町民の理解が置き去りになってしまうようなことでもいけないと思いますので、町民の理解をまず進めてほしいなというふうに思います。周りも多分どんどん導入に向けて動いてくる波はあると思いますので、遠くない未来にこの制度の導入を望みまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 7番、泉愉美君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、10番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 通告書に従いまして、一般質問を行います。

IT化社会での高齢者等への対応について、町長に伺います。

本町も少子高齢化がますます進み65歳以上の高齢化率も40%近くなりました。

1月末現在の65歳以上の高齢者夫婦世帯は、これちょっと数字が逆になっておりますので、訂正していただきたいと思います。高齢者夫婦世帯は341世帯、独居世帯は435世帯で37%が高齢者のみの世帯になっています。

高齢化により、今までは簡単にできたことが徐々に難しくなってきたり、急速に進むIT化についてはいけず、取り残されたという疎外感や漠然とした不安を感じている人が私の周りにも少なくありません。

国は、昨年9月、デジタル社会を推進するためデジタル庁をつくり、2025年末までに国の行政手続きのオンライン化、ペーパーレス化、電子化を進めて持続可能な行政サービスを提供するスマート自治体を目指しています。

携帯電話を持っている高齢者の中には、3Gのガラケーが使えなくなるなどのニュース報道に不安を抱いている人もいます。

高齢者が安心して生活をするためにどのように支えていくのか伺います。

1、行政のIT化、デジタル化は必要不可欠な課題ですが、IT難民を出さないためにIT化についていけないで困っている人をどのように把握して支援していきますか。

2、国はマイナンバーカードで社会保障、納税や健康保険などを一体化して効率化を図ろうとしていますが、マイナンバーカードを持たない人たちが将来的に不利益を被るようなことはありませんか。

3、IT化、デジタル化が進んでも町民ひとりひとりの顔を思い浮かべるアナログ的な視点も忘れてはいけないと思いますが、それらへの対応をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「IT化社会での高齢者等への対応について」3点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「行政のIT化、デジタル化は必要不可欠な課題ですが、IT難民を出さないためにIT化についていけないで困っている人をどのように把握して支援していきますか」とのお尋ねがございました。

国では「誰ひとり取り残さない、人にやさしいデジタル化」を掲げ、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指しております。背景には新型コロナウイルス対応において、さまざまな課題が明らかとなり、社会全体のデジタル化の必要性に迫られたことが挙げられます。

ご質問のIT化についていけないで困っている人をどのように把握して支援していくかについては、現在、町では困っている人の実態把握等は実施していませんが、今後、IT化が進むに伴い、IT難民がいることも認識した上で、皆さんが必要となってくる情報を分かりやすく周知していくことはもちろん、ご要望等がありましたら、高齢者向けのスマートフォン等を使った操作説明の講座の開催などを検討してまいります。

2点目に「国はマイナンバーカードで社会保障、納税や健康保険などを一体化して効率化を図ろうとしていますが、マイナンバーカードを持たない人たちが将来的に不利益を被ることはありませんか」とのお尋ねがございました。

現在、マイナンバーカードで利用できる主なサービスとして、確定申告や健康保険証の代わり、また、本町では導入しておりませんが、コンビニエンスストアでの住民票の写しや各種証明書の交付があります。いずれもマイナンバーカードがなくても従前どおりの手続きは行われており、マイナンバーカードを持たない人が不利益を被ることはありません。

ただ、さまざまな場面で本人確認を求められることが多くなっており、運転免許証などを持たない人にとって顔写真付きのマイナンバーカードは身分証明書として使用できることや確定申告事務の簡素化が図られるなどのメリットはあります。

3点目に「IT化が進んでも、アナログ的な視点は忘れてはいけないと思うが、その対応は」とのお尋ねがありました。

国が進める社会全体のIT化については、確かに利便性の向上が図られることとなりますが、国の全国統一的なデジタルサービスには、今のところ、そのサービスを受ける方がスマートフォンとマイナンバーカードを所有していることが前提としてあり、高齢化率の高い地域においては、遅々として進んでいない状況でございます。議員もご心配されているとおり、高齢者の中には急速に進むIT化への対応をすることが難しい方が必ずいらっしゃるかと考えております。町といたしましては、必要とされるデジタルサービスの各種整備は進めつつも、現在実施しておりますいわゆるアナログ的な紙媒体による各種業務等も必要とされる限り継続していく考えでおります。現在は新型コロナウイルス感染対策等で対面式の業務の一部ができていない状況ですが、町民の皆さんと対面しながら仕事をすることは、IT化による利便性の向上と同様に、非常に重要なことであると考えております。いずれにしても、町が実施するさまざまな事業において、高齢者の方々が不利益を被るような拙速な業務の改変を行う予定はございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今はコロナ禍で人と会う機会が減ってさみしい思いをしている人も多くいます。そんな高齢者の弱み、さみしさに付け込んだ高齢者の貴重な財産を奪うような犯罪も起きています。また、今まで簡単にできたキャッシュカードでの預金引き出しだとか、いろいろなことが難しくなってきたり、役場からのいろいろな通知文書がきても理解できなかつたり、徐々に周りのサポートが必要となっている人も増えてきています。それで今、こういう状態をどのようにサポートをしていくかお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、高齢者の部分で自分で何もできなくなった場合とかの、今もそうなんでしょうけども、地域でサポートしていただける人について、町としてどういうふうを考えているかというご質問だったと思いますけども、そういった方につきましては、よく言いますけども、地域での集まりですとか老人クラブ等で、そういった情報を確認させていただいて、万が一、そういう人がいれば当然保健師に状況を確認させていただいて、そういった身近な周りのサポートというのは、なかなか難しい部分もあるかもしれませんが、社会福祉協議会等でのヘルパー事業ですとか、そういった部分でサポートをしているといった状況と考えてございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 成年後見制度等はありますが、そこまでは問題はないけど、ちょっとその前段で、いろいろ困難を抱えているという、そういう人のサポートは今おっしゃいましたように、地域とか、知り合い、身の回りがサポートをするということで今まで進んでいると思いますが、それは行政的に、そういうことをもう少し体制をつくるとか、そういうことはできますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 行政でサポートできない部分とといいますか、今おっしゃいました金銭管理ですとか、そういった部分ができない方への成年後見制度というお話もありましたけども、成年後見制度につきましては、新年度、令和4年度ですけども、北見市と本町、あと置戸町さん含めて、成年後見制度の部分を北見市の社会福祉協議会の方に委託しまして、そういった相談事ですとか、身寄りの方が近くにいないですとか、丸っきりいない方への財産管理ですとか、そういった部分、困り事の部分について、本町に相談をいただきながら、そういった北見市の社会福祉協議会のサポートを得ながら、そういった方の対応をこれからしようとして考えてございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 私、今、お伺いしたかったのは、そういう成年後見制度はありますけど、その前段で、そこまではひどくないけど、いろんな困難抱えている人がいると思うんですね、それは例えば老人クラブとか、そういうところに出てこれる人だったら、その中で把握できますけど、潜在的にかなり多くの方がいると思いますが、そういう方の把握というのは、やっぱり難しいでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 申し訳ありません。ちょっと答弁が違ったのかもしれませんが、今、困難を抱えている人、そういった集会等に出てこれない方への把握という部分でございました。そういった部分につきましては、先ほどそういった地域での集まりとかにも保健師さんは顔を出したりしております。先ほど言ったように、そういった方、そこに来られている方から近所の人たちの状況等も把握して、対応できる部分是对应をしているという部分でございますけども、そういった方、出てこれない人の把握というのは、ちょっと今、コロナ禍の時ですので、保健師が1戸1戸回れる状況にはない部分もありますんで、そういった把握はできない状況であります。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） そういう表面的に見えてきていない多くの方は、きっと困難抱えていらっしゃると思います。その中で地域だとか隣近所が見守るといふ、そういう体制が一番求められているのかなとは思いますが、行政として、やっぱりそういう人の把握というのにも必要なのかなと思ひまして、あくまでもいろんなこと申請主義ですし、なかなか困ってて行政の窓口相談にきづらいついというか、来れる人はいいんですけど、そういう意味で、本当に1人1人の高齢者の状況というか、そういう困難を把握してほしいなという思いがありますけど、その辺については、どうでしょう。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 先ほど、コロナ禍の関係で保健師さん等が1軒、1軒、

そういった高齢者宅に出向いてお話を聞いたりという部分はできない状況であると申し上げましたけども、行政の部分で言いますと地域担当職員という部分がそれぞれ町内会、実践会に2、3名ずつ配置されてございますんで、そういった部分では今年も暑い日ですとか、そういった部分には声掛け等に1軒、1軒、高齢者宅の方にまわりに行って、困り事とかそういった話を聞いたりしてございます。あと民生委員児童委員さんたちも、このコロナ禍ですけど、なかなかそういった訪問も、活動自体も自粛している状況ですけども、できない中でもそういった部分で自分の地域の部分のそういった困っている方たちのところには顔を出したりしてお声を聞いているという状況ですので、ご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 高齢者の中には、まだダイヤル式の黒電話を使っている人もおられますし、携帯電話を持っていても3Gのガラケー、この3月で使えなくなるっていう不安を抱えている人もいました。これも一概にでなくて、auは今年の3月、ソフトバンクは24年1月、ドコモは26年3月末と機種や会社によって違いますが、高齢者の携帯はほとんど遠くに住む家族が安否確認のために買い与えたりしていることが多いかと思えます。それで今、携帯を持っていても、どのタイプも漠然とした不安を抱えている方がいると思えますが、そういうことはどのように把握して、把握というのはちょっと難しいと思えますけど、そういう方がいた場合ですね、どういうふうにサポートしますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 昔ですと固定電話ですと電話帳という部分で、それぞれのご自宅の電話番号等記載されていたという部分がありますけども、現在は個人情報等の締め付け等が厳しくなっている状況ですので、その高齢者の方たちが携帯を所持しているのか、どのような携帯電話なのか、スマートフォンなのか、そういった部分、持っている持っていないというのは行政で把握する部分でもないというふうに思っております。あくまでも個人での管理というふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今、しきりにマイナンバーカードを普及するために、いろんなポイントがついたりとか、キャンペーンが繰り返されていますが、この中で今、マイナンバーカードを作るとマイナポイントがもらえたり、さらに健康保険証を利用申ししたり、公金の受取口座登録などで最大2万円分のマイナポイントがもらえるということで進んでいます。この制度は、例えば、年金や今回の住民税非課税世帯臨時特別交付金なども、この制度で申請がなくても給付されるようなことになりますか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） マイナンバーカードを持って、今回の例えば10万円の給付金のことだったと思うんですけども、それは今これから公金口座登録して運用を開始ということになりますので、今のところ申請してどうだとか、そこまではちょっと国からも何もきてませんので、ゆくゆくはなるんじゃないかと思うんですけども、今のところは決まっておられません。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 国からもデジタル化に向けて、これからいろんなマイナンバー

カードを多くの人にとってもらうようにキャンペーンもあると思いますが、それは今なくても特に支障がないということですが、これは高齢者、もう年だし、まあいいかと思っ
ている方はほとんどだと思いますが、その持つ持たないによって不利益というのは、今の
ところないということですか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 先ほど町長の方からも答弁ありましたが、今現在は紙ベ
ースでの申請、マイナンバーカード自体もう紙ベースでの申請ございますし、それが今す
ぐなくなるかということではないと思いますので、将来的にと言われるとこう、いつか
いうところはあるんですけども、今ただちに持たない方が不利益を被るということはないと
考えています。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今さまざまなキャンペーンがありますけど、高齢者にとって今、
マイナンバーカードを急いで作らなくても支障がないし、それ作るポイントはスマートフ
ォンとか、それがポイントの条件というか、そういう環境ということですので、それにつ
いては、端的に言うと今のところ高齢者がそういう機器に対応しなくても不利益を被るよ
うなことがないかということを確認したかったんですけど、いろんな申請制度、
アナログもあるということなので、それはないということよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 現在ですね、国の方から自治体の方に電子申請をしてくだ
さいという業務がたくさん出てきているんですけども、それは現在31業務なんです。そ
のうちの、うちの町で対象になるのが26業務で、うち15業務が子育ての関係、11業
務が介護の関係になります。いずれにいたしましても、この電子申請をするためには、ス
マートフォンですとかパソコンのカードリーダー、それとマイナンバーカードがあること
が大前提になるんですね、それがない方については、今までどおりの紙ベースの申請をし
なければ手続きはできませんので、現在、皆さんご承知のとおりスマートフォンが国民の
9割とか普及してたり、80歳以上の人でも8割ぐらいは手に持っていると言われていま
すけれども、マイナンバーカードにつきましては、全国で40%、うちの町でも30%弱
というような普及率でございますので、今、拙速に業務を改変しても対応できる方が少
いので、電子申請をするようなベースは作ってはおりますけれども、従前の手続きを
なくしてしまうと6割方の人が手続きができない状況になってしまいますので、そこはな
くさないで、今までの手続きはそのままいくというような状況になろうかと思いたすの
でご理解を賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今、IT化の流れの中で本当に高齢者はいろんな不安、置いて
いかれてる、何かついていけないという不安を抱えています。今ちょっといろんなお話
しを伺いましたら、差し当たって、そういう環境になくても、高齢者が不利益、持たない
人が不利益を被るようなことはないということで、今、確認させていただきました。その
中で高齢者もなかなか相談事があっても役場にきずらいし、役場に行っても職員はちょ
っとパソコンに向かっていて話づらいという声もあります。例えば何か困ったこと、総合
的な窓口、そういう相談できるような窓口があったらいいかなと思いますが、それについて

はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 高齢者の困った場合の総合窓口というようなものがあつたらというご質問でございましたけども、そういった部分でいいますと、本町でいいますと、そういった総合窓口的な部分はありませんけども、うちの福祉保健課の中には福祉なんでも相談という部署もございますので、そういった困り事とか、相談事等なんでもお電話いただければ相談に乗るような体制は整えております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 高齢者といいますけど、私ももうれっきとした高齢者ですし、町長ももう後期高齢者になったということで、高齢者のいろんな困難だとか困り事も十分把握していらっしゃると思いますが、最後に町長に今までいろんな問題をお聞きしましたが、これからIT化に向けたこと、高齢者の対応、それからいろんなことについて、何かありましたら一言お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 例えば身近な問題でいいますとワクチン接種です。なかなかつながらない。コールセンターに電話しても。最初の1回目、2回目。それでもコールセンターの方がパニックになっちゃって、ウェブの方で、それで手続きしてくださってこう私も書いた訳です。ところが実際にはスマホをあてて、こうやることすらも分からない。これはね、うちの方の福祉保健課の方にですね、とは言ってもね、分かっている人は何人いると。ぜひね、もしあれだったら電話をください。あるいは福祉保健課に来てご相談くださいと遠慮なくと。こういうコメントをつけたんですよ。そうすると予想どおり、やっぱり分からない人が来てですね、そこで手続きしてもらおう。こういう今、総務課長が話しているように、IT化の中でやっぱりアナログ的な世代やどうしてもそういうことが苦手な人たちのためのフォローアップといいましょうか、それも大事な申請なんだよということをお私にはやっぱり行政として必要なのではないかと。この間、DXという自治体IT化の問題の研修会に私も参加させていただきました。都内の23区の中でですね、区役所に来なくても全部用事ができる社会を作るのが目標だと。こう書いている訳です。それがいいかっていう話ですよ。やっぱり役場に来てくれるっていう方がですね、より現実的な対応になるとお思いますので、私は何度も課長たちの方が話しているように2本柱、一つはアナログ的な対面方式をちゃんとすると。そしてもう一つは、どこにいてもこのITが利用できて恩恵を受けれるような、それもちゃんと位置付けるということの2本立ての行政が必要なんではないかなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいとお思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 私も本当に昨年まで簡単にできたことが難しくなってきたり、高齢化、老化による困難というのは日々感じております。今、町長がITとアナログを併用っていうんですか、それをきちんと守って高齢者だけでなく、一般の方も困らないように考えているということなので、それで安心しました。それで今回のこの質問でいろいろ伺いましたが、今、町長がそうやっておっしゃってくださったので、それを継続してよろしくお願ひしますということで私の質問をこれで終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午後1時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。通告書に従いまして質問させていただきます。

すべての町民にやさしい除排雪事業について。

訓子府町の除雪は、満足しているとの声が多い反面、高齢者や障がいのある方にとっては大きな問題になっています。さまざまなサービスを行っているとは思いますが、これからの町の除排雪についての考えを伺います。

一つ、高齢者在宅サービスの除雪・排雪サービスの現状と課題は。

二つ、新しく始まった、高齢者世帯置き雪除雪事業の現状と課題は。

三つ、自主的なボランティアや地域の方々の協力も欠かせない除排雪ですが、これからすべての町民にやさしい町づくりを実現するために、町として行っていく事業などの考えは。

以上の三つでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「すべての町民にやさしい除排雪事業について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「高齢者在宅サービスの除雪・排雪サービスの現状と課題は」とのお尋ねがございました。

町の在宅福祉サービスの一つであります除雪サービスは、病弱であったり障がい等の理由によって、自分で除雪ができない方を対象に車道から玄関先までの緊急避難通路を確保するためと置き雪の除雪を実施しております。除雪サービスには、高齢者57人、障がい者2人、合わせて59の方が利用されております。本年度は5回の出動実績がありました。これまでに、除雪幅と除雪車による置き雪の問題のご指摘がありましたので、委託先と協議をしまして、除雪間口の拡幅と置き雪についても取り除く対応を実施しております。

また、サービス利用者には、申請手続きのために一度、決定後に利用料の支払いのため来庁いただいていたのですが、継続利用される場合には、事前にサービス調整会議を開催し、可否決定をしておくことで一度の来庁で済むように事務手続きの見直しも行っております。

「課題は」とのお尋ねですが、置き雪を取り除いたことで利用者からは除雪サービスへの苦情・要望といった相談事は寄せられてはいません。

今後も利用者の声を聞きながら、利用者の意向に沿ったサービス提供に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2点目に「新しく始まった高齢者世帯置き雪除雪事業の現状と課題は」とのお尋ねがございました。

町道除雪に伴い発生する住宅や車庫等の出入り口部分の置き雪につきましては、沿線住

民の方々に対処していただいているところですが、その置き雪が重く、高齢者の方にとっては、処理することが難しくなっており、また、その対策については、町内会連絡協議会からも要望が出されていたところです。

このような状況から、この「置き雪」処理について、外部委託による事業化の可能性について検討を行ってまいりましたが、その結果、町内事業者3社の協力を得ることができたため、今年度より試行期間として、80歳以上の単身世帯と夫婦世帯のうち、希望する世帯を対象に、住宅前の出入り口部分の置き雪除雪事業を実施しているところです。

現状といたしましては、町広報紙11月号により事業周知を図ってまいりましたが、初めての事業でもあることから、13世帯の申し込みとなっており、実施戸数の関係から、1事業者での作業となっております。

課題といたしましては、対象世帯への周知方法の工夫と、申込戸数が多くなることにより、協力事業者の数が必要となることから、その確保が今後の課題となっております。

なお、今年度事業実施後は改めて内容を検証して、作業内容の改善と事業対象世帯の拡充等も検討してまいりたいと考えております。

また、今後、町議会活性化委員会から置き雪対策に関する申し入れがありましたので、現状の状況等について、あらためてご説明をさせていただきますので、ご理解願います。

次に、3点目に「自主的なボランティアや地域の方々の協力も欠かせない除排雪ですが、これからすべての町民にやさしいまちづくりを実現するために、町として行っていく事業などの考えは」とのお尋ねがございました。

近年、過疎・高齢化のため、住民自らが除雪を行うことが困難となり、地域全体で冬の快適な生活空間を確保してきた、これまでのシステムが効果的に機能しない状況が生じてきています。

そのような中で「置き雪」対策として、3年前より町広報紙において「置き雪」を除雪していただける事業者を町民の皆さまにお知らせするとともに、町の福祉除雪サービスにつきましても、置き雪を取り除くなど、サービスの拡充を図っております。

また、2点目でもお答えしておりますが、今年度から新しく民間事業者の協力を得て、高齢者世帯置き雪除雪事業を開始したところです。

今後、行っていく事業につきましても、町および事業者等にも実施できる限界がありますけれども、自治会をはじめ、事業者等とも情報交換を密に行いながら、新しい除雪サービスの可能性について探っていく必要があると考えておりますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 除雪についてはですね、さまざまな問題もありますし、一人一人現状が違う。自分でできる方やできない方なども対応は難しいことはよく分かります。先日もですね、3月に入ったというのですね、学校が臨時休業になるような雪も降ったばかりですし、でも、ここで数年、本町はシーズンに今年は5回というお話もありましたけれども、数回しか大きな除雪作業など、一斉での除雪車出動がないのが現状であることも分かります。しかしですね、自分たちだけの除雪は大変な作業であるという方の声も大きくてですね、今回この質問をするにあたりまして、町民の方にお話をいろいろ聞いてきた

んですけども、町民の皆さんの声ではですね、訓子府町の除雪については、多くの方々が大変満足しているという感じている声を聞きました。その一方ですね、厳しいご意見や、あと一歩先を見てですね、さまざまな方法をとってほしいとのご意見もあったので、その中から何点か再質問させていただきたいと思います。まずは今、答弁のありました町の在宅福祉サービスの除雪サービスですね、病弱などの理由により自分で除雪ができない方を対象に緊急避難通路、自宅の玄関の前やそばの置き雪の除雪を行うというものですが、令和3年度の実績は今、57人ですね、高齢者世帯が57人、障がい者のみの世帯の方が2人ということでした。高齢者のみの世帯の方はおおむね65歳以上、障がい者のみの世帯は身体障害者手帳1級、2級、または体幹機能障害者等の3級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを要する方とあります。それらの方は手帳があるので対象ということとは分かると思うのですが、病弱などの理由によるおおむね65歳の高齢者という判定は先ほどサービスを決定する組織があるみたいなことを答弁ではありましたが、実際には判定基準の決定はどのようなメンバーで、どういうふうに決めているのか教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 除雪サービスの可否の決定をどういう方がやっているのかというご質問だったと思います。除雪サービスを申し込みたいと来た人がいましたら、福祉保健課内にあります障がい部署、社会福祉係ですね、あと高齢者支援係の保健師、あと介護保険係、この3名で構成しておりますサービス調整会議という部分がございます。そこで前段ですね、その調整会議で諮る前に保健師が、申請に来た方の状況ですね、身体状況ですとか家庭状況等々を聞き取り確認させていただいて、それをもって調整会議にかけて可否の判定をさせていただいてございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 高齢者の方の今、対応だとは思いますが、それはよく分かりました。皆さんで検討されているということですが、しかしながらですね、障がい者のみの世帯という方が今回、申請は2件ということですが、判断基準としては、先ほどの障害者手帳をお持ちの方、家族全員が持ってなきゃいけないというのがルールだとは思いますが、家族が介護のために、除雪のために外に出ることができないとあっていう家族もいたりとか、家庭に健常者がいると、その世帯は今のルールに当てはまらないなどのことが現実的にあるんだと思うんです。現実的にそういう方々もサービスを求めているという声もたくさん聞くものですから、今回いろんなケースがあると思うのですが、そういった検討もされているのかということも、本当に障がい者の方だけの世帯だと本当に駄目だと最初から決めているのか、そこら辺のルールも分かれば教えてください。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 先ほど障がい者の部分、議員がおっしゃってございましたように、手帳を所持している方というのが対象になってございますけども、世帯全員が手帳を持っているという部分ではなくて、誰か1名でも持っていれば、その調整会議の中で可否判定されますんで、何人とかという部分ではございません。それで、そういった状況を把握しているのかといった質問もあったと思いますけども、一応そういった方からの申し込みですね、申請があった場合につきましては、先ほど申しましたように、その方の身

体状況ですとか、家族環境ですね、そういった部分を確認させていただいて、当然、その世帯の意向に沿うような方向で持っていくような形で部会は進めますけども、やはりこちらの方にもちゃんと決め事があって、こういうサービスを実施しているという部分がありますので、実際、障がいの有無とか、あと大きさですね、そういった部分で、先ほど議員がおっしゃってましたように、障がい者の方がいるんで、その方の介護をしないとイケないんで除雪ができないとかという部分については、当然、サービスの対象になりますよというふうなお話をさせていただいております。あとはその部分で申請する方がそういったサービスだったらいらないですとかという部分はあるのかもしれませんが、一応、会議をもちましてちゃんとその申請者に沿ったような対応をとっているというふうなことでご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 高齢者の方も障害を持つ家庭の方も会議にかけていただいて、調整をかけていただいて、なるべくなら本当にできるような方向で、ルールはあると思うんですが、協議していただきたいなと思います。それでですね、新しく始まりました、今年、高齢者世帯の除排雪サービスですが、現状の課題というか、特に問題はなく、13件の方ですか、きているということでしたが、今までにないサービスで、事業効果は大変大きいなと思って評価はできるものだなと思ってはいますが、今年度からの事業ということもあります。今、町長おっしゃりました試行期間ということもあったので、あまり申込数が少なかったのかなと思いますけども、残念に思っている次第でございます。町でですね、令和2年の8月にアンケートを実施していると思うんですが、新たな除雪サービスを利用したいと言われた世帯が大変多かったと聞いています。雪がないですね、真夏のアンケートだったので、なかなか現実味がない話なのかなというところもあるんですが、また先ほどの福祉のサービスを受けている方は重複しますので、こちらのサービスは申請しなかったのかなというところもあるとは思いますが、少し少なかったのかな、13件というのは思っています。対象世帯など含めてですね、今後の検討もされていくと思うんですが、町内会の連携など、実態の把握ですね、どこの家が本当に置き雪で困るとかという把握を今後対策の検討とされるかどうか伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 今ですね、町内会も含めて対策を検討していくかということでございますけども、昨年アンケートの話も出ましたけども、アンケートの状況でいいますと、全体でですね、223件の希望者がありました。そのうち業者のみということでいいますと、大体150件ぐらいでした。それは全世代ということ。20代から全世代でございますけども、今回80歳以上でいいますと大体20世帯の希望だったということですね。ただ、今回の考えといたしましては、20世帯といいましても、アンケート回収率が大体6割、7割だったんで、これ以上あるだろうと。それとなおかつ今回は特段、料金とらないですから、希望はきっと3倍ぐらいはあるだろうということで、大体60件はくだらないだろうなということで考えておりました。その中で募集をかけておりましたけども、実際はこのような結果だということで、アンケートどおりにちょっと近かったのかなと思う反面ですね、周知も足りなかったのかなというふうに思っております。今後につきましては、町内会とも連携をいたしまして、周知、町内会連合会からの要望もあったとい

うことで、地域をよく分かっているということもありますので、働きかけを行いたいと思っておりますし、また、町の方からもですね、高齢者訪問、地域担当ありますので、それらの周知を図っていきたいというのと、今後の課題といたしまして、やっぱりできるだけ多くの方に受けていただきたいという考えもありますけども、ただやはり協力事業者の確保が問題になっておりますので、現在3社ということで限界があります。これ以上増やすということになるとたくさんの協力がいるということで、その辺は町内業者、ショベルを持っている民間事業者に働きかけを行っていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今ですね、在宅福祉除雪サービス、それから置き雪除雪事業ですけども、どちらの事業も利用者の方にとっては、大変ありがたい事業であるということには間違いなくと思いますし、残念なことに先ほど今、周知が足りなかったという話もありますが、制度を知らなかったという方も大変多くいらっしゃいました。両方のチラシをですね、印刷して除雪事業として一緒に知ってもらうなど、町民の方は先ほど皆さんの質問にもありましたけど、問い合わせ先がどこなんだと。やっぱり違う課が二つにまたがっていると除雪がどこに聞いたらいいんだとか、そういうこともたくさん話も聞いたりしますので、各課の連携を取っていただいてですね、対象者に成り得る方に直接案内を郵送で流すとかあると思いますし、また、せっかくよい事業なのでさらなる周知をですね、本当に行っていたいただきたいなと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

またですね、公営住宅の駐車場の除雪についても、ちょっと大きな声を聞いているところがありまして、駐車場が道路に面している公営住宅は、道路に除雪が入れば、そのまま車が出せるのですが、道路に面していない駐車場もありまして、一番奥の方などは、前の人が出ないと車が出せないという状況が続いているということです。ぜひですね、車の奥も方も出せるような、道一本でもいいからあけてくれないかと。奥まった駐車場の方の意見もありますので、除雪の方も考えて検討していただきたいなと思っておりますが、緊急車両がもし本当に必要な時などは救急車も入れない。そういうことの可能性もありますので、そちらの方も合わせて検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、公営住宅の駐車場といいますか、その除雪をお願いしたいというお話でございました。基本的に駐車場という位置付けではなくて、空き地ということで、そこに自由に停めていただいているという押さえでございまして。そしてあくまでもその部分については入居者同士が共同でですね、やっていただくということを基本にしておりますので、そういった中で今、町の方でそれをやるとなると、全部をやらなきゃいけないということもありますのでね、それができるかどうかもありますけども、基本的には入居者の中でやっていただくというにしておりますので、これは本当に今後の課題といいますか、難しい問題だなということですので、そういうことで受け止めておきたいと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 空き地ではなくて、駐車スペースの中の横じゃなくて縦にたまっ

ているところの出ていくところが出られないというところがあるみたいなので、それもちよっとどんなところもあるのか、後ほど見ていただきたいなと思いますので、そちらもよろしくをお願いします。

また、令和3年の第1回定例会、西山議員の質問の中で、今後の対応としまして、除雪の質問があったんですけども、町内会の共同事業に対する支援や新しい除雪サービスの仕組みづくりについて検討するという答弁がありました。その中で、今回ですね、置き雪事業が検討されまして事業化されたということは素晴らしいことだと思いますが、現在、町内会の中ではご近所の人たちですね、協力やボランティアなどで除雪を行っている方がおられて、地域の住民の方の除雪を行っているという声もあります。しかしながら無償ボランティアというのは、なかなかそうは続かないというのがありますし、ボランティアなされている方も高齢になりまして、自分ができなくなったら、この地域はどうなるんだろうという声も聞くことができました。町ですね、まちづくりパワーアップ特別対策支援事業補助金の中ですね、コミュニティ部門でなかなか使われていない部分もあると思うんですが、そちらの見直しなどを行いまして、町内会単位などに除雪に対しての助成制度を確立させるなど、新たなですね、除雪のための助成金を提供いたしまして、町内会の中で対応してほしい。有償ボランティアとしての町内会として何かしら協力するところには、そういうの出しますよなどの町内会との連携や情報の交換も必要となってくるのではないかなと思います。そのような新たな除雪などの検討などはされないかどうか、今後どのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 今、まちづくりパワーアップの補助でということだったんですけども、確かに谷口議員おっしゃられるように使われてはいないんですけども、町民課としては、除雪でそういう組織を作って、例えば除雪機を買ったりとか、リースしたりするかもしれないですけども、その場合の補助というのは対象になりますんで、ちょっと制度の周知が足りないのかなということもございますので、町内会長会議では、その辺はまた、今度、改選もありますんで、あらためて、こういうことでパワーアップ使えますとかということでは周知していきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） あくまでも、リースとか物を買うというのは対象だったかなと思うんですけど、労務賃はたぶん駄目だと書いてあったと思うんで、そこら辺も業者に委託すると、どのようなふうになるか、ちょっと分からないので、そちらの方もうまく制度として、どのようなものが使えるか、使えないかも協議していただいて、町内会との連携を図っていただければなと思いますんで、よろしく願いいたします。

まだまだですね、除雪に対してはですね、交差点の置き雪によってですね、見通しが悪くなる問題、それから歩道を除雪してほしいなど、そういう問題などもありますし、また、学校が休みの日、冬休みだと土曜、日曜には、除雪がなかなか来ないんだという声もよく聞きます。職員の皆さんは、もれなく町民の皆さんにとって最善のサービスを行っていただいているのは確かですし、ですがですね、まだまだ障がいがある方や高齢者の方の問題も含めて各課と横の連携なども漏れているところもあるのかなということも感じるころはございます。すべての町民にですね、やさしい除排雪事業に行うということで、最後

にですね、除雪のことについて、町長からご意見をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に現実的な状況を把握しながらのご質問いただきまして、これから検討しなきゃならないことも多々あるんじゃないかなと思います。一つは、やっぱり周知の方法含めてですね、現状どう捉えていくのかということとはとっても大事なことだと思いますので、最初、置き雪の調査をして希望が出たのは10件に満たなかったんですよ。担当者の方でこれはおかしいということで、いろいろ電話したり連絡したんじゃないかと思うんですけども13戸が出てきたと。これは今回は試行ということですから、いずれにしても、やっぱり障がい者も含めてですね、現実的な調査をしていく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。

それから、パワーアップ事業の対象になるかどうかということについては、町内会の方へ具体的なことを町から提案をしながら、町内会と少し議論させていただきたいと思うんですね。ある意味では町内会でさじを投げたという経緯がありますから、除雪機を買うとか、いろんなことあった。ボランティアでもしケガしたらどうするかだなんて、こういう議論になっちゃいますので、含めて、パワーアップ等については、年度始めに、今度、改善点も含めてね、きちんとした方がいいんじゃないのかなというふうに思います。いずれにしても、私どもの町の除雪は非常にきれいで丁寧だという除雪の意見が圧倒的だったんですけど、さらにきめ細かく現実に業者の協力も得ながら、障がいをもっている人、それから置き雪の問題等をきめ細かな除雪体制をきちんとやっていきたいと。

それから、先般、活性化委員会、西山委員長の方から私どもの除雪についての意見がありました。産建の方でも見て回ったという話も聞いていますので、これはね、理屈だけじゃなくてね、現実的にどこの部分でどういう人がということやね、ちゃんとやってほしいと。その上では担当者は担当者の方で、今1人やめてから、まだ補充になってませんがね、いずれにしても、そういう具体的な箇所と状況が議会の活性化委員会の皆さんと、そして、うちの職員含めてですね、ぜひ具体的に、今年度内は無理ですから、詰めていって、さらにみんなに喜ばれるような状況をどう作っていくかということだと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 本当に困っている方、除雪、高齢者の方、障がいを持つ方、本当にですね、置き雪に困っている方、たくさんいると思いますので、これから春にかけて雪が解けていくと思いますので、来年度のシーズンになるまでにはですね、また新しい体制を作っていくっていただいて、すべての町民にやさしい除雪体制を作っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に入ります。

子どもたちの学びの充実について。

子どもたちの学びの充実について、教育行政執行方針にもありました、地域と連携した教育力の向上としてさまざまな取り組みが行われていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、学習環境や取り組みが大幅に変わってしまっていると思いますが、今後の学習の環境づくりや取り組みについて伺います。

一つ、コミュニティ・スクールでのふるさと教育「くんねっぷ学」ですが、令和3年度

の現状と課題は。

二つ、ふるさと教育の推進として、新たな幼・小・中・高連携の取り組みの考えは。

三つ、訓子府高校魅力化プロジェクト委員会が立ち上がり、さまざまな取り組みが行われ、大きな成果もあったと思いますが、魅力化の実現へ先を見据えたこれからの考えは。

四つ、「子育てするなら訓子府」「教育の町・くんねっぷ」を町内外にアピールするために、地域おこし協力隊などを活用するなど、新たな事業の考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「子どもたちの学びの充実」について4点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「コミュニティ・スクールでのふるさと教育『くんねっぷ学』ですが、令和3年度の現状と課題について」のお尋ねがございました。

本町のコミュニティ・スクールは、令和元年度に地域の方々や保護者、学校関係者などで組織し、こども園を含む町内全校で一つとする「訓子府スタイルの学校運営協議会」を設置し、幼・小・中・高が連携した教育活動として3年が経過しようとしています。

ふるさと教育「くんねっぷ学」は、コミュニティ・スクールの一環として子どもたちが生まれ育ったふるさとに愛着をもてるように、町の産業や歴史など、地域について学ぶ体験学習として推進しているところです。

令和3年度のふるさと教育「くんねっぷ学」の取り組みとして、こども園では農作業や養蜂体験、訓子府小学校では稲作体験やコーンレンジャー、居武士小学校では町内工場見学や陶芸学習、訓子府中学校では職場訪問学習や体験学習、訓子府高校はホクレン実証農場や歴史館の見学、武蔵野美術大学と連携したPRポスター作製やバス停アートなど、多くの取り組みを実施したところです。

また、7月には、こども園から訓子府高校までの教職員を対象にした「町内公共施設見学バスツアー」を実施し、町に赴任したばかりの教職員を中心に20名が参加し「授業に役立てることができる」「訓子府の良さをあらためて知ることができた」などの意見をいただき大変好評を得たところで、ふるさと教育「くんねっぷ学」の一層の推進が図られたと考えております。

しかし、今年度はコロナ禍で新たに計画した職場訪問学習などを含めて、さまざまな体験学習や地域との交流学習が残念ながら縮小や中止となりましたが、次年度はできる限り工夫をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の「ふるさと教育の推進として、新たな幼・小・中・高連携の取り組みの考え」についてのお尋ねがございました。

本町における幼・小・中・高連携は、ふるさと教育「くんねっぷ学」を主体として、訓子府町の産業や歴史、地域について学び、体験学習を通じて学校間の交流や子どもたちの交流を深めて、学習機会の充実を図っているところです。

今年度の幼・小・中・高の連携の取り組みとしては、コロナ禍の中で、縮小や中止がありました。こども園と訓子府高校の連携ではお互いの学校などを訪問し音楽交流などを実施し、訓子府小学校と居武士小学校の連携では多くの交流学習、中学校と訓子府高校の連携では銀河農園での共同農作業学習や中学2年生の「進路学習」での訓子府高校訪問な

ど、さまざまな連携が図られ、子どもたちにとっては貴重な学習や交流の機会となりました。

さらに教職員についても、コミュニティ・スクールの一環として「幼小中高連携交流懇親会」を開催し、連携のあり方や情報交換などの交流を図ることとしております。

学校等が抱える課題が複雑化・多様化する中、子どもたちの発達段階に応じて、こども園から訓子府高校までを系統立てながら、学校間の交流、子どもたち同士の交流、教職員の交流を深めながら、幼・小・中・高の連携を一層充実しながら、子どもたちのより良い教育環境づくりに努めてまいります。

3点目の「訓子府高校魅力化プロジェクト委員会が立ち上がり、さまざまな取り組みが行われ、大きな成果もあったと思いますが、魅力化の実現へ先を見据えたこれからの考え」についてのお尋ねがございました。

高校を取り巻く環境としては、少子化による中学校卒業生数の大幅な減少や進学先の多様化などにより、訓子府高校にとっても大変厳しい状況にあることから、新たな推進体制として、高校同窓会やPTA、町内小中学校のPTA、事業所、教育関係者などで構成する「訓子府高等学校魅力化プロジェクト委員会」を昨年3月に設置し「地域にとっての高校の魅力化」「生徒や保護者にとっての魅力化」「PR・情報発信」の視点に基づきながら、これまでに3回の会議を開催し、訓子府高校の魅力化づくりについて、意見交換や協議を行ってきたところです。

魅力化プロジェクト委員会や保護者・生徒などからの意見を参考に実施した、入学者確保対策としての訓子府高校の特色や魅力の積極的な情報発信、北見市内の通学困難地域への通学バス運行、さらには経済面や学習面での支援の充実は、令和4年度入試出願者が令和3年度の倍ほどになるなど、訓子府高校の魅力が広がり、高校進学への選択につながった成果であると思っております。

しかし、少子化の進展、高校を選択するニーズの多様化などにより、北見地域の高校配置計画への影響が懸念されるところであり、これからも訓子府高校の学校応援団である「訓子府高校魅力化プロジェクト委員会」をはじめ、PTAや関係機関・団体と連携・協力し、生徒や保護者のニーズを踏まえながら「経済面の支援」「学習面の支援」「学校環境面の支援」「地域との連携面の支援」など、地域の特色や連携を生かした多角的な教育活動の支援を行い、訓子府高校の振興・存続に向けた取り組みを進めてまいりますのでご理解を願います。

4点目の「『子育てするなら訓子府』『教育の町・くんねっぷ』を町内外にアピールするため、地域おこし協力隊を活用するなど、新たな事業の考え」についてのお尋ねがございました。

地域おこし協力隊は、都市地域から高齢化や人口減少が進むなどの地域に移住し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRなどの地域おこしや支援、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行い、地域創生やまちづくりに役立つ制度であります。

地域おこし協力隊は、全国で定住・移住や産業振興のみならず、福祉や子育て・教育など、幅広い分野で活用されており、子育て分野では、子育て支援コーディネーター、子育て支援のPR、保育士など、教育分野では生涯学習サポート、スポーツ指導員、学校での

授業支援や個別指導、ICTサポートスタッフ、コミュニティ・スクールの運営、公設塾の講師など、地域の特色や課題に応じた多種多様な活動の取り組みが行われています。

「子育てするなら訓子府」「教育の町・くんねっぷ」として訓子府町は評価が高いところですが、少子化や人口減少、さらには社会が加速度的に進展する時代にあって、複雑化・多様化する子育て・教育課題の解決のためにも、都市地域の地域おこし協力隊の視点や柔軟な発想、知識・経験を生かした活動は、子育てや教育分野においても有効な制度の一つであると考えていることから、地域おこし協力隊制度の活用についても調査研究を行ってまいりたいと思いますのでご理解をお願いします。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ふるさと教育訓子府学、コロナ禍の中です、感染防止策をとりながら、ご苦労が多い中、さまざまな取り組みが行われていることがよく分かりました。また、教職員の皆さんを対象にしましたね、町内公共施設見学バスツアーというのを行ったということですが、大変好評だったということで、3年目を迎えたコミュニティ・スクールでの大きな成果ではないのかなと思っています。残念ながら、コロナ禍の影響で行えなかった学習などもたくさんあるとは思いますが、新たな取り組みを検討していただきまして、このコロナ禍でもですね、できる学習をどんどん行っていただきたいなと思っています。また、学校応援団として、たくさんの企業、団体の皆さんの協力をいただきまして、新たな訓子府学という学習もですね、検討してほしいなと思うんですが、学校の先生たちのお話を聞きますと企業・団体としての応援団も大事ではあるんですけども、専門分野とかでの個人でのエキスパートの情報などもほしいという声もありまして、各サークルなどの団体の方は公表されていると思うんですが、例えば大正琴をやっている方などがいて、個人の特技と生かして、それを学習に結び付けていただけるような方などの情報があると助かるなという声を聞きました。そのような名簿作成や学校応援団というか学校応援団員、そのような制度を今後設立させるようなお考えはないかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、団体・企業だけでなく、専門分野のサークルとかの方々を指導者として学校の方でというようなご質問だったかと思います。従来の社会教育で行っておりましたスクールサポート制度、それを今、コミュニティ・スクールの一環として、専属のコーディネーターを管理課の方に設置をしながらですね、事業を今、進めているところで、学校とも十分連携を図りながらですね、学校の要望をかかえながら地域のいろんな人材とマッチングをしながらですね、進めているところでございます。なかなか学校のいろんな要望に応えられるものもありますし、応えられないものもありますが、そこら辺はコーディネーターがいろいろ工夫をしながらですね、いろんな情報をかかえながらやっているところでございます。今、具体的に大正琴というお話もありましたので、その辺につきましても大正琴の団体がございますので、もし学校からの要望が具体的にコーディネーターを通じてあるようでしたら、そういう対応はしていきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 大正琴は例えの例なので特にあれですけども、そういう方がいればまた学校等の希望があればマッチングさせていただきたいと思います。また、幼・小・中・高の連携の取り組みといたしまして、さまざまな取り組みが行われていると思いますが、今の答弁をいただきますと小学校とこども園、小学校と中学校の連携というのはあまりなかったのかなという、言われてないだけかもしれませんが、予定があったのがコロナ禍でできなかったのか、それともなかなかちょっと厳しくてできなかったのか、それが分かればちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 元々の地域学として、こども園なり小学校、中学校、高校がやってたのをふるさと教育訓子府学として一貫としてやるということでコミュニティ・スクールの中でやっているというのが、まず、うちの特徴であるということで、そこでバラバラにいろいろやっていたものを系統立てて訓子府学の中では分野を四つ設けているんですけど、例えば、一つは基幹産業の農業を知る。分野2としては訓子府の地域社会を知る。分野3としては訓子府の歴史や公共施設、文化施設を知る。それと分野4で芸術活動という、この4分野に基づきながら、それぞれがやっている中で系統立てて発達段階に応じてやっているというのがあれなんで、非常に今、谷口議員おっしゃるように、小・中の部分では、ちょっと今、薄い部分もありますので、今後はそういう一つのテーマを持ちながら発達段階、こども園の時ではこういうことをやって、次は小学校、中学校、高校というような系統立ててやっていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） コミュニティ・スクールの中で系統立ててやっていただけのことですが、今の本当に連携としての取り組み、さまざま行われましたが、連携した後の子どもたち、それから教職員の方、学校運営協議会での説明もあったと思うんですが、そこでですね、授業後に主立ったご意見などが、どのような意見があったかを全部じゃなくていいんですけども、あれば教えていただきたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 今、連携を行った後のご感想ということでした。どうも連携となりましたら連携のための連携みたいなことがたまにあるんですが、実際はそうではなくて、具体的にやっぱりやってよかったという感想が出ております。大きな農業分野で訓子府中学校と訓子府高校の連携をした成果なんですけど、いわゆる高校生から中学生、いろいろ指導を受けて、もちろんそれはいろんな意味で異年齢の活動ということで影響があると。憧れのモデルであるような形で高校生は見られますし、中学生にしてみれば年齢の近い人にいろいろ教えていただくと。最終的に、この農業の関係でいきますと、訓子府高校の皆さんが中学校に行って、この成果を発表しております。これは高校生にとっては、すごく大きな学習課題に対してのアプローチで、それを中学生に発表するということでは、非常にこう大きな教育効果がありますし、中学校側からすれば、高校生がこのような形をまとめたというものを見るということでは、すごく刺激を受けてる活動じゃないかなと思います。ほかにもいろいろな形があります。時間の都合で代表的な例を挙げさせていただ

きましたが、このような教育効果、非常にお互いあるのではないかと考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 大変効果がありよかったということですので、これからですね、各学校との連携も進めて行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、令和4年度からですね、訓子府中学校で始まる通級指導教室、今まで中学校です、やってほしいという声もよくありましたが、人数などの関係で実現しなかったと聞いています。教職員さんの皆さんのおかげで今までは取り残されることのない学習ができていたことは素晴らしいことだと思いますし、今回ですね、オホーツク管内では、2校目ということもありますので、新たな支援体制の確立や小学校との連携も大きくなるものではないかと思いますが、教育委員会としては、どのように関わっていくのがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 本町に限らず全国的にも支援を要する子どもは増えているのが現状でありまして、そのことが教育の大きな課題だというふうに私自身も認識しているところで、小学校の例でとりますと、今、全体で通級を受けている子どもは40人弱ぐらいが、年々増えている状況が、そのお子さんたちが進学して中学校にあがるということで、通級の一つの基準として、13人以上、そういう指導する生徒が必要だということで、今までは中学校でいけば13人に満たなかったということで、小学校で通級を受けていたんだけど、中学校にあがる時には、そういうこともあって、通級教室の設置ができなかったということで、令和4年度は、入学者も多いことから13人になったということで、私たちが常日頃、支援の継続性を大事にしているということもありますので、その辺でオホーツク教育局なり道に要請して通級の加配がついたということで、これからも小・中の情報交換や連携を密にしながら、その中を教育委員会も含めながら支援に努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） それでは、次に入ります。訓子府高等学校魅力化プロジェクト委員会ということで多彩なメンバーで構成されており、入学者確保のために、さまざまな取り組みを行ってきたいと思います。まだ入学者の確定はしてないということで、はっきりとは言えないんですけども、大きな成果は上がったと思いますし、新たに通学困難地域への通学バス運行やタブレット配布なども予定されていると思いますが、過去のですね、入学者をみると20名を超えた年の次の年は20名を割ってしまうというのが今まで数年続いてきているところがあるのかなという、人数もなかなかあるので難しいんですが、ぜひですね、この委員会もこれからはぼむことなく継続していただいて、輪を崩さないようにして欲しいと思いますし、今後の魅力化として大学進学希望者への放課後学習、アカデミックタイムをやっていると思うんですけど、そちらの強化や学校だけではなく、公共施設などを活用したですね、放課後教室の検討も行って欲しいと思いますが、そのようなお考えはないかを伺います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今の生徒は高校進学するにあたり、何をやっぱりこう選択する重要ポイントという部分で申し上げますと、やっぱり高校を卒業したあとの進学なり就職

の選択がどうできるような高校に入るかというところだったり、在校中の支援がどのようなものがあるのか。それと部活動だったり、あとは通学がしやすい学校であるという、そのようなことがポイントで挙げられるますので、年によって、いろんな状況が変わっているのは確かな状況でございますし、その時々保護者や生徒のニーズを把握しながらですね、それに応じた、どういう支援が行っていきけるかということが多角的に魅力化プロジェクト委員会の意見も伺いながらやっていきたいということもあります。それとアカデミックタイム、放課後の学習支援ということもお話があったように、今、実際、リクルートの学習支援として、今後、大学進学等を目指す人にそういうようなことを今、実際やってますし、先日、高校の方から公民館での学習の場ということのご相談もありましたので、それらも含めた放課後学習での場所の提供も含めて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、検討していただきまして、本当に訓子府高校から大学進学者を出すような取り組みもしていただきたいなと思います。最後にと言いますか、4番目に入りますけども「子育てするなら訓子府」「教育の町訓子府」これをPRするためにですね、どんな子どもにもやさしい環境、通級の指導や放課後学習など学びの充実など、移住定住活動にも結び付けていくためにも来年度から採用の地域おこし協力隊、今後、新規の採用なども見据えてですね、将来的には夜間中学や公設塾、それからICTサポートスタッフですね、先生たちの負担も少し軽くしてあげるような教育分野での活動も考えていきたいと思っていますが、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 来年度から本町としては初めての地域おこし協力隊が配置されて、特に聞いているのは移住定住にかけた役割を持つというふうに聞いております。先ほどお答えしたように、全国的には多種多様な分野にまたがって地域おこし協力隊が活動されているということで、私も一端の例を申し上げたように、子育てや教育分野でもさまざまなどで制度を活用しているということで、私自身が今、教育現場でもしそういう地域おこし協力隊を活用するとしたら、まずひとつは、今、学校で進めておりますGIGAスクールの問題もあって、なかなか専門性がある人がおりませんので、そのICTのサポートスタッフだったり、子育て分野でいけば、例えば、こども園や子育て支援施設では、恒常的に保育士の確保が難しい状況もありますので、それらのところで活用ができるようなことが今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、訓子府町の教育の取り組みをもっともっと知ってもらうためにも、いろいろな活動をしていただきますし、地域おこし協力隊の活用ということも大事だと思います。地域おこし協力隊についてはですね、次の山田議員の質問に託すことといたしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 8番、谷口武彦君の質問が終わりました。

ここで午後2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、3番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。

地域おこし協力隊の事業展開について、質問通告書に基づきまして、町長に質問いたします。

都市部から過疎地に生活の拠点を移し、新しい視点と行動力を地域おこしに活用する本事業の狙いには大いに共感し期待しています。

一方では、事業範囲が広く事業展開の定石がない中で町民の理解を得ながら推進し、成果を上げる難しさも感じます。

地域おこし協力隊の円滑な事業の展開について伺います。

- 1、隊員が担当する事業の部門について。
- 2、隊員の募集・選考の経過について。
- 3、隊員の身分や待遇について。
- 4、隊員に対するサポート体制について。
- 5、町民への情報提供と町民意見の反映について。
- 6、町が期待する事業効果値とその評価法について。
- 7、事業の継続発展のイメージについて。

以上、7点、お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「地域おこし協力隊の事業展開について」7点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「隊員が担当する事業の部門について」のお尋ねがございました。

令和4年4月1日任用予定の地域おこし協力隊員について、元気なまちづくり推進室に在籍し、移住相談の窓口、移住支援サポート、SNSを活用した情報発信、移住体験イベントの考案・運営、空き家バンクおよび新たな空き家等の利活用に向けた仕組みの構築など、移住・定住を促進する活動に従事してもらいます。

2点目に「隊員の募集・選考の経過について」のお尋ねがございました。

当初、令和3年10月任用を予定し、令和3年6月から全国の自治体が活用している一般社団法人移住・交流推進協議会（通称ジョイン）のホームページや町のホームページ等で募集を開始し、令和3年7月に道外在住者の1人から応募があり、書類審査、元気なまちづくり推進室におけるオンライン面接、町長、副町長、元気なまちづくり推進室長による対面での面接によって、8月に任用を決定しました。決定から1週間後、町民との距離感の近さや田舎暮らしへの不安を理由に本人から辞退の申し出があり任用を取り消し、その後、冬季間からの任用を避けるために、令和4年4月からの任用に変更し10月にあらためて募集を開始し、11月に道外在住の1人から応募があり、11月中に書類選考、オンライン面接、対面面接を行い12月に任用を決定しました。

3点目に「隊員の身分と待遇について」のお尋ねがございました。

身分は会計年度任用職員で任期は1年、最長3年まで継続することができます。待遇は、月額報酬、期末手当、健康保険および厚生年金ならびに雇用保険に加入、休暇も会計年度職員と同様となります。また、住宅は無償で提供、活動に使用する車は公用車とし、庁舎内事務室に専用パソコンを設置します。通信料や資格取得費、活動に要する備品や消耗品、旅費などを助成します。

4点目に「隊員に対するサポート体制について」のお尋ねがございました。

事業進捗状況の聞き取りや助言、企業や団体などの仲介、研修会や学習会などへの積極的な参加の推進、他市町村の地域おこし協力隊員との意見交換の場の設置などを考えています。

5点目に「町民への情報提供と町民意見の反映について」のお尋ねがございました。

広報紙やホームページ等で協力隊コーナーを設けて情報提供を行うほか、地域にも積極的に出向き町民の声を聞いてもらうことを想定しています。

6点目に「町が期待する事業効果値とその評価法について」のお尋ねがございました。

事業効果値は、訓子府町のPRと移住者および関係人口の増、隊員本人については任期終了後も町内に定住し活動することを期待しています。評価法については、移住相談会などの相談件数や移住者・関係人口の人数、まち・ひと・しごと創生総合戦略では重要業績評価指数(KPI)として令和6年度末までに2人の任用と任期終了後の定住率を100%としています。

7点目に「事業の継続発展のイメージについて」のお尋ねがございました。

地域おこし協力隊は、平成21年に国が創設した制度で、人口減少や少子高齢化が著しい地方において、都市地域の「よそ者、若者」の視点で地域協力活動を行いながら、その地域に定住・定着を図る取り組みです。本町においても新たな視点でのまちづくりにより地域を活性化させ、その活動を支援することが隊員の定住につながると考えています。1人目の隊員の活動状況も検証しながら、他分野での必要性なども検討していきたいと思えます。

以上、お尋ねがありました7点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 実に簡潔な答弁いただいて、私は喜んでおります。過去から移住定住や人口問題、終の棲家訓子府づくりをテーマとする一般質問を何度かさせていただいております。近い将来の町の行政の大きなテーマが移住定住だと私は思っていますので、地域おこし協力隊事業は一つの大きな手法として大賛成だし、わが愛する故郷に来られる人材の隊員を心から大歓迎したいと思います。本事業を大いに盛り上げ、協力する立場から引き続き再質問を続けたいと思います。質問に私のことですから、多少、辛口の表現があったとしても、全体としては激励だということでご理解いただければ幸いです。質問が多岐にわたりますので、最初の答弁のように、短く効率的なやり取りをお願いします。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、移住定住の対象となる範囲は広い中で、やや具体的にどうか、かなり具体的にご答弁をいただいたと思います。ただ、通告書でも言いましたように事業の展開のやり方につきましては、定石が存在しませんよね。そういう難しさもこの事

業には内包しているんでないかと私は考えております。任期中、単年度、私は多分3年間になるんでないかと思っておりますが、その期間中ですね、事業の大まかなデザインと言いますか、実施計画と言うんでしょうか、目標と言うんでしょうか、言い方はさまざまだと思いますけども、それをどう定めるのか、一つお聞きしたいと思います。既にあるならそれをお示しいただきたい。それはおそらく3年間の事業計画なのか、単年度ごとの計画なのかが二つ目。また、これらの計画目標は町民の代表である私どもの議会に内容を報告いただけるのか。この3点について、まずお伺いします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） ごめんなさい、2点目がちょっと僕聞き取れなかったというか、分からなかったんですけど、まず、1点目の事業の大まかなデザインということですけども、先ほど、町長の方から答弁申し上げましたけども、移住定住に関して相談窓口、担当してもらいます。それから移住支援サポートということで、その窓口で問い合わせがあったりすると地域おこし協力隊がどうやって訓子府町へ移住して定住できるかとかということでのサポートをしてもらいます。それ以外でもSNSを活用した情報発信とか、移住体験イベントの考案、運営ということになってます。正直ですね、どのような人が来るかも分からな・・・もちろんそうなんですけども、ですので、それから道外からいきなりこう訓子府町に来て、いきなりもう明日から活躍できるとか、それはどんな人が来ても、そんなことは期待もしてないですし、できるとは思ってませんので、まずは訓子府町に慣れてもらって、正直1年は、私だけかもしれないんですけども、まずは訓子府町を見て回って、どういうところか知ってもらうことをやっていただきたいなと思っております。期間ですけども、1年ごとの更新で、本人からと私どもと引き続き「やります」「やってください」ということになれば、最長3年の期間になります。とりあえずは1年間やっていただいて、その後、2年、3年の活動を考えていきたいと思っております。議会への計画の報告ということですけども、それについては、町民にどういう活動をしているかということも知らしめるためにも、それについては、どこの時点かはありますけども、お知らせというか、お話をさせていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 最初の1年は、課長の考えと限定付きながら慣れる期間だと。単年度でマックス3年までということだと思いますが、やはりですね、この示された答弁というのはメニューに過ぎないんですね。そして、常時、恒常的にあることもあります。だけど、目標を定めてやることもあるんでないかなと私は思うんですよね。だから1年間慣れるだとかいうのは、ちょっと緩いかなと印象を受けました。それで、今、そうか、計画はまだ具体的な形になってないんだなということは、今分かりましたんで、私は必要だと、単年度ごとに必要だと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいんですけども、それをする時に、隊員が着任次第ですね、事業計画もどきと言ってもいいです。計画に向けてですね、町と隊員の意味一致といいますか、ここが大事なんでないかなと思うんです。私はここがもうツボだと思います。町が何を考えて、隊員に伝えるか。隊員はどう考えて町と意思一致をしていくかということが、もうこの事業のもう肝でないでしょうかね。隊員との十分な意思一致が不可欠だと私は思っておりますので、この辺についての認識を副町長、監督者である副町長にお聞きしたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 先ほど、町民課長の方から、まずは慣れてもらうということでお話してもらいましたが、表現の方こそ違いあれ、地域との距離感を近く持っていただく。地域の人たちとも距離感を近く持ってもらう。そういったことも含めての地域に慣れていただくというようなことをございます。まず、地域を知っていただいて、その上です、この町の例えば移住定住に関わる要素、例えば売り込みの要素といいますか、そういったものを地域おこし協力隊員に理解してってもらうということが大切なんじゃないかなというふうに思います。目標を定めるということは、非常に大事だとは思いますが。その点についてはですね、最初から高い目標設定しても、なかなかこれも隊員のいろいろ負担にもなりかねないというところもありますので、その点については、じっくり町とそれから隊員の方で話し合いながら進めていきたいというふうに思っております。いずれにしろ、地域おこし協力隊員のやり方として、自ら自分の例えば基礎がこういうことやってくれということじゃなくて、隊員が地域に来て、そして自分で例えば農林業に携わってみるだとか、そういった方もいらっしゃるし、それから地域である程度こういったことを期待するミッションというものを掲げて、それにプラス自分の生業の方、将来的にここで見つけていただければ最高かなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 私は初めから高い目標を掲げるという意味で質問している訳ではない。副町長が言われたように、まず地域に溶け込んでいただいて、新しい視点から地域を見つめていただいて、町と調整をしながら仕事を進めていく。これはまったくそのとおりだと思うし、そうでなければ厳しい状況にあると私は思っています。ただ、その中においても目標というものは、事業やって目標のない事業はありませんからね、目標的なものは掲げながら、それは十分、両方で話し合いの中で煮詰めてもらいたいということでもありますので、多分、認識は全然ズレてないと今感じました。応募いただいて面接されたと思えます。私はちょっと先ほど彼女をさっと拝見しただけですけども、いい感じですね、非常にスッと笑顔が出ましたし、怖いおじさんに向かって笑顔をしただけなのかもしれませんけども、いずれにしても好印象であります。新進気鋭の人材だと私も思いますので、町内で早く活躍する姿を見たいなと、ますますそういう気持ちは強くなりました。副町長がいみじくもですね、よく話し合っただけということを書いていただいたんで、私、次の質問をしようと思ってたんですけども、その質問に対する答弁が出ましたんで、次に移っていきたいなと思えます。

隊員のですね、身分と待遇の関係であります。

これは課長の答弁でもあったし、副町長の答弁の中でもにじみ出てたと私は思って安心もしましたけども、この優秀な人材に十分な仕事をってもらうために、おそらく3年になると私は勝手に思っていますが、そう願っておりますが、役場庁舎内にデスクを置くんですね、おそらく、坂井室長のもとなのかな、別室なのかわかりませんが、勤務地は庁舎内だろうと。普通の事務員とですね、どこか違うところはありますか。ちょっと私が思うに、この一つ目の答弁であった内容を見ると、ほぼ事務員に見えますね。ただ、違うところは新しい視点とやる気とスキル、学校で勉強したスキルをもって新しい感覚で臨むと

いう点では普通の事務員と違うと思いますけども、そこを除けば普通の事務員と同じですが、勤務内容を短くお願いします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 先ほど山田議員、彼女って表現されてますけど、私、一切そういうこと言ってませんので、見た目から判断したんだと思うんですけど、先ほどの泉議員の質問でいけば、不適切な発言かなとは思ってます。それはさておいて、席については、私のところの元気なまちづくり推進室に席を設けます。別に事務が駄目だとか、そんなことは私は思ってませんので、例えば電話で移住相談がきたら、その席にいなかったら電話もとれないと思います。ですので、すべてデスクワークじゃございませんし、イベントなんかやっている時になると外に出ているいろいろ調整したりも出てきますんで、まずは机に座ってといたら変ですけど、デスクにいて、そういう移住相談とかもありますということですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 彼女って言ったことが何でジェンダーに触れるのか分かりませんが、彼、彼女って言うし、私に黙礼されたんで、あれ、この人かなと私は思っただけで、失礼には当たらないと思いますけどね。それと事務員と変わりませんかって聞いて、課長、何、ちょっと盛り上がってるんですか。私は勤務内容がどういうものか聞いただけですよ。事務が駄目だとか、何かが駄目だなんて発言、一切してませんのでね、勘違いされないようにお願いしたいと思います。

それで、デスクワークだと。主にデスクワークもあるということでありまして。そうするとわれわれの若い頃はですね、採用後すぐに初任者研修があり、5、6年すると中級職員の研修がありました。職場でちゃんとスキルアップのステップが用意されておりました。先ほどの答弁では同じ仲間と交流したり、さまざまな関係団体との交流があって、そこで何て言うんでしょうかね、職員力を高めるステップも用意されているということでありました。研修会のようなものはないですか。簡単に分かりやすく言うと。知らない土地に来て、震災の方であります。大変な状況で来てくれているんでないかなと私は思ってますけども、職場が慣れることも含めてです。研修的な慣れることも含めて、町民と触れ合うことも含めて、初期段階で何か用意されますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 僕、決してむきになってた訳でもないですし、何かそう感じられたらちょっと失礼しましたということですけど、ただ、今、ジェンダーの関係でいけば、私が調べた中では、見た目で彼女だとかという表現自体が駄目だということになっていますので、それはご理解いただきたいと思います。

それで研修会ですけども、役場の中でも新人の研修ありますけども、そこには同席とか一緒に出てもらいますし、先ほど町長の答弁の中にあつたジョインという組織の研修会などもありますので、それについては、積極的に、今ちょっとコロナでオンラインとかそんな感じになりますけども、そういうのには積極的に参加してもらおうことになります。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 新しい事業こそ、ご本人はもちろんですけども、職場、われわれ、町民の皆さんの理解とそれに基づく信用が大事だと思います。新卒の方にすべてを求

めるのは酷だと言っているんで、私はまったくそう思いますので、職場としっかりとタッグを組んで支援し協力する体制こそが大事だと思いますし、そうされるとは私は思っています。つまり、チームジャパンではありませんけれども、チーム地域おこし協力隊員の体制の構築が非常に大事でないかなど。そんなこと議員にいちいち言われなくても、職場のことだから大丈夫だよということかもしれませんけれども、そこが大事な点だなと思って、このチームワークの推進体制の構築について、副町長何か特に思いがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 地域おこし協力隊員自体についてはですね、先ほど普通の事務員との同じなのかというようなお尋ねもございましたけれども、私はちょっと違うかなというふうな認識持っています。やはりそういう都市地域からですね、こういった過疎地域といえますか、こういった地域に来られて、地域づくりに関わりながら、そして将来的にこの地域に根付いてくればいいかなというふうな認識を持っています。そういう意味ではある程度、主体性を持った活動も私ども役場の方からこれをやりなさい、これをやりなさいということだけではなくて、主体性を持って取り組んでもらえるような、そういったことを期待しているところでございます。そういった意味で、ただ、まったく単身でこちらに来られる訳ですから、生活、それから地域づくり活動の面ですとか、そういった面でのサポート体制、それは主に元気なまちづくり推進室の方が担当することになると思いますけれども、それだけじゃなくて、役場の職員等の協力も行いながら、全庁的にサポートの方に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） これからサポートの質問しようと思ったら先に答えられてるかなという感はありますけれども、ありがたいことだと。サポート体制に移りますけれども、私は二つあると思う。一つは、今、副町長が触れられた公の面でのサポート、庁内といってもいいし、別の形もあるかもしれない。それともう一つ、後で聞く、私的な面でのサポートがあるのかなど私は勝手に思っています。それで、公の面では今、全庁的に職員で協力したいということは非常に最もな得た答弁だと思います。私はもう少し踏み込むと、移住定住といってもすごく関係ありますね、先ほどの谷口議員の質問にもありましたように、教育との関連、私はさらに福祉の関連、それと町民課的な住民活動の観点も絶対関連すると私は思ってますよね。また関連させなきゃならない。そうするとサポートという点では、事業が円滑に推進されるためのサポートですけども、公的ですから。関係部署、それと関係団体、ちょっと頭に浮かぶのは商工会が浮かんだりなんかしてますけども、庁舎内外の関係の部署との共働、共に働くですね、共働、調整の組織、そんな大げさなものじゃないですよ、そういうことをまた言ったら怒られるから言いませんけど、今飲み込みましたけども、ご本人、課、町、議会もちょっと横にあるかも、町民の皆さんとの、この多重な多層な関係の中で、その間をうまく関連付け、協力もいただきながら進める組織をぜひ私は必要でないかなと思っております。こういう部外に関わるような話になってくるともう答弁いただくのは町長しかいないということでもありますので、この公的なサポートの組織づくりについてはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私はこの地域協力隊員をどうして開設当初から実行できなかったのかという。様子見もありました。全国の状況をたぎりのあるところでは高知、群馬、いろんなどろで見えてまいりました。成功している例とそうでない例もありますから、一般の事務と同じようなことさせられてると。受付業務。こんなことのために私は来たんじゃないという協力隊員の方もいましたし、また、いきいきと店舗がなくなった町で店づくりをやっている協力隊員も。本当にいろんな可能性がある。しかし、心の中では1年で何ができるっていう、僕は思いましたから、あまり積極的にこの地域協力隊員を受け入れるということでは踏み出しませんでした。しかし、去年、一昨年、群馬に行って、10人も入れているようなところもある訳です。それが人口増のカウントにしている訳ですよ。いろいろあるんだなと思ったんですけども、私はですね、一つは、隊員が地域を知る、人を知る、そして訓子府の持つあらゆる資源を学んで知るといふことの行為を絶対おろそかにしてはいけないということです。そのためには、さまざまなイベントや催しや組織に顔を出したり、いろんなことの交流を自然な形でやってほしいと。あんまり縛ると役場の職員みたいになりますから、その点で言うと、1年間は自由に、移住定住、人口増、そんな簡単にできる訳ない。私はできる訳ないと思いますよ。でもね、彼女はと言ったら怒られますか。協力隊員が何をやりたいかということをおね、大事にしてやりたいと思います。とりあえずは。そこから僕は始まっていくんじゃないかなと思ってますので、それでそのためのサポート組織が必要なのかどうかという、全体的に隊員を縛らないで、それでいて彼女の能力と今までの歩みを大事にして、この町から、隊員は京都出身で京都生まれ京都市民ですから、全国に、そして関西含めて発信するような力を出してくれれば、これはしめたものだという感じで。隊員の潜在的な能力、合わせて顕在的なものにどうやっばり作り上げていくかというね、お手並み拝見というところがいいのではないのでしょうか。その応援のために、山田議員が再度言ってくれているように、サポート体制、そして地域ぐるみの組織化が本当に必要かどうかということもやっばり検討していかなくちゃならないだろうなと思いますので、ここはですね、温かい目でもう少し見ていただきたいというのが本音のところですよ。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 私ほど今の時点で温かい目で見てる人はいないと自分で勝手に思っているんですけども、町長の認識と全く私はほぼ一緒なんです実はね。縛っては駄目だ。サポートってなぜあえて立ててかという、応援して盛り立てようという意味ですんで、町長の認識聞いて、やっばりストーンとくる。やっばり相当この事業勉強されてるなと思って私は安心しました。正直言いまして。ぜひ町長の今の方針というか、大方針に沿って事業が進むことを願うばかりであります。それで今度は私的なこと。私的なことを町長に聞くのもどうかなと思いましたが、公的な面でサポートする。だけど京都市民の方が、この寒冷地に来て、誰も知っている人がいないという中で頑張らなくちゃならないという点では私的な応援も必要かな。これは議員というか、町民一人としても、それを回りに呼び掛ける側の一人なのかなと私は思ってますんで、ちょっと触れるだけで、この点は私的な点は終えておきたいと思えます。

次に、サポートを終えましてですね、項目が多いんでね、次、五つ目のですね、事業展開の中での町民への情報共有的なことについてお伺いします。そもそも論でありますけど

も、ちょっと気になる点があります。これはご本人にあまり関係ない。新しいこういう事業をやっている、ちょっとうちは遅れ気味であります。それで気候風土や地政学、産業も人口構成も異なる中で、私が強調した目標はじめ、やり方や考え方はそれぞれ違いますし、現に多くの成功例、多くのそうでない事例が報告されているのはご存じのとおりであります。町長が今言われた、あまり縛らない方がいいということは全く賛成。そうでないと、そもそも離れた地域から人材を採用すること自体が縛らないという宣言でもありますからね、縛らないということで、みんなが応援して、みんなで盛り上げるということですが、1点だけ、これは総務課長にちょっと聞きたいんですけど、浅学の私ですから、笑われるかもしれないんですけど、この新しい事業、大きな事業をする時に、町は関係例規を定めませんか。定めなくていいんでしょうか。ちょっと簡単で結構です。聞きたいと思いません。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） この地域おこし協力隊につきましては、総務省の方でこの制度の骨となるような、地域おこし協力隊推進要綱というものが作られております。その中で地方自治体は設置要綱を策定して地域おこし協力隊員を委嘱しなさいというような定めになっておりますので、町といたしましては、昨年の6月に地域おこし協力隊設置要綱の方を制定させていただきました。中身の方で例えば報酬とかの待遇や勤務条件につきましては、この方、会計年度任用職員の待遇になりますので、そちらの条例を適用して実施していきますので、この総務省の指定に従って設置要綱の方で策定している状況でございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 何度も言っているように、この事業、全国によって展開のパターンがもうさまざま、そこそこで違うもんですからね、あの要綱と町の設置要綱だけでカバーしきれるのでしょうかという点でありましたけども、何とかそれでやりたいということでもありますので了解したいと思えます。

次にですね、大事なことは、ご本人と役場、まわりの関係は、もう町長の答弁、私も質問の中で大体見えましたんで、次にお聞きするのは、事業側から町民をみたときのことであります。本事業の推進、進捗に伴って事業の展開についての情報が町民に浸透し理解をいただくことは、もう大事だということはもうやり取りの中で明らかでありますので、折に触れて、町長が適当な時期って考えた時期でいいと思うんですが、折に触れて、町民代表である町議会や広く町民に事業の情報提供、報告、議会は報告になるかもしれませんが、はたまた、町民や議会の意見を聴取して今後の事業展開に反映される道を用意されますか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 現時点ですと、まだそこまでの考えに至っている状況ではありません。ただ、回答書にありますように、協力隊員の活動状況については広く広報等にも努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 答弁ありましたね。私は一步、半歩かな、踏み込んでいただいて、みんなで盛り上げて、この事業を展開していくということから、いろんな意見出ると

思います。求めたらね。でも意見を、町民や議会の意見を聞かないという手はないんでね、そこまでは検討していないという答弁ですから、そうなんでしょうけども、私が言うことはすごく大事なことだと思いますのでね、ぜひご検討してくださいと今日の段階ではお話をしておきたいと思います。

それと情報発信という点では、答弁にありますように、SNS、問い合わせ等々あります。私はですね、地域おこし協力隊だよりってこれ仮称ですけども、紙なのかインターネットなのかSNSなのかは分かりません。同時がいいと私は思ってますけども、それは絶対やってほしいと思う。ご本人が、われわれは大体分かりましたけども、まったくお互いにご本人と町民は接触してない訳ですし、事業の内容も知らない訳ですから。ぜひとも、名前はともかくですよ、情報発信を積極的にしていただきたいし、移住定住がテーマというんですから、町長の答弁にもありましたが、関西圏だとかですね、遠く離れたところに訓子府の魅力を発信、積極的に発信いただきたいなと思いますけども、一定程度されると答弁ありましたからね、いいんですけども、さらにこう積極性を見せていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 5点目の町長の答弁にもございましたように、広報紙やホームページなどで専用のページ設けるつもりです。協力隊の活動記録とか、どういうことするかというのを専用のページ設けていきますんで、情報提供には力を入れていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 昨今というか現代では、公である公共なり行政が何かをやる。特に新しい事業をやるというときはですね、みんなにやっぱり見える、みんなが意見を持つ、感想を持つ、そしてみんなが意見を届けるということで、さらに行政はそれを検討して極力反映するということが一連のサイクルになってないと駄目だなと思っております。だから私が今言ったのは、発信だけではなくて、受けて、次のステップを踏むことを積極的にやってほしいという意味だったんですが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） これも5点目の回答にございましたけども、地域の方に積極的に出向いて町民の声を聞いてもらってということも考えてますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 読んでますから分かってます。私は道外も含めて広くですね、町長がせっかく答弁されてんですから、広く意見を集めて、来てくれないとあれですからね、終局的には、町内はもちろんです。町内はもう常識。広く町外、道外、全国の声も聞いて政策に反映してほしいという意味ですので、ご理解をいただきたいと思います。

6番、事業効果とその評価方法についてでございます。

大きな事業、真新しい事業をやると、そして特にこの事業は難しい面もあるんで、一定期間慣れて知るという、お互いですね、慣れて知るという期間も必要だ。単年度ではとっても難しいだろうという町長のご答弁もありましたし、私は3年のスパンで勝手に考えてますけども、少しずつ進むと思うんですね、いろんな、この移住定住って一言に言ったっ

でもう、やることがいろいろあったり、ご本人がこれをやろうとか、これやっていいですかとかも含めて、自主性も尊重しながら、やる訳ですよ。そうすると、こう何となく進行する訳、展開されるというか、やっている側も大変だけれども、まわりの議会や町民も受け止め方はいろいろあります。だから私は分かりやすく目標的なものを設けてそれを公表して、報告でもいいんですけど、折に触れて報告してくれて前段言いましたけれども、さらに私が思うのは、全体的な進捗状況も含めて成果と課題を現時点でのですよ、広く議会や町民に評価して報告をするということをぜひやってもらいたいなということなんですよね。非常に難しいですよ。目標を定めるのも難しいなというような、ちょっと答弁もありましたから、難しいんですけどね、まわりで注目している町民にとっては、なお分かりづらいことにもなりますんでね、良いことはどんどん進めればいいし、ちょっとなということはやり方を変えればいいし、全く駄目だったなということは、全く中身を少し考え直して再チャレンジすることが大事だと思いますけれども、評価はどうか、町長難しいですか。難しく考えると難しいんですけど、伝えていくという姿勢があれば私はできると思います。いかがですか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、評価項目をどうするかとか、その評価の手法をどうするというのは、ちょっと今まだ即答しかねるところでございますけれども、一般的な人事評価的な部分というか、そういうようなこと、業績評価といいますかね、そうあんまりそこまで堅苦しくは、今の段階では考えておりませんが、その取り組みについては、やはりやられている隊員の方自体もどういう評価を受けているんだろうというような、おそらく思いもあると思いますので、その辺については、私どもとしての評価を正しく伝えていくというようなことは考えております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 答弁にあった、この評価のところの答弁はですね、これこそ分からないです町民は。何のことか私もちょっと一瞬分からなかったぐらいで、私が評価、評価というのは、通知箋をつけれという意味じゃないですからね。そんなことやったら誰も来てくれませんよ。通知箋じゃない、そんなことじゃなくて、事業そのものを定めた、その定め方にもよります。定めた目標に対して、ここはまあまあだね、ここはちょっともう少し課題があったね、そういうことです。反省と言ってもいいです。ぜひ、難しく考えないでほしい。訓子府町議会ではですね、町長もご存じのように、議会の条例に基づいてですね、西山委員長を中心に議会の中身を見直して、目標を立てて、毎年。そして、自分たちで評価して反省して、フィードバックして次の年へということをやってきました、この間やりましたし、私はその程度のことを言っているんであってね、ご本人に通知箋をつけるだとか、そんなことではありませんので、またこのことを町民や議会なんか伝えていくことは、私はちょっと行政の責務じゃないかなと思っておりますよ。町長ならご理解いただけたらと思います。やはりね、公共の事業を展開して、割と行政というのは、私も現役の時そうでした。今、反省しながら質問してますから。評価というのはなかなかしづらいんですよ。それはよく分かります。分かりますけれども、今の時代はそれがなかなか許されない面もありますんで、評価と言ったらちょっと固いとしたら、報告でもいいですよ報告。年度の末にでも、今の時期ですかね、3月の定例会に今年度というか、今の例をたて

ると令和3年度の事業の活動内容報告、これは町民に対してでも議会に対してでも出来る範囲でやっていただくと。それを受けて、また令和4年度に向かっていくということぐらいは、町長やりませんか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） あまり難しいことはちょっと分かりませんが、協力隊員がこの3月の時期に私のところに来て、辞めさせてくださいなんて言われるような活動では困る。だから僕は1年間やってみて、この町を大好きになりましたと。一つですよ。そして、この町からさまざまな発信をさらにステップアップしてやっていきたいと言われるような活動をしてもらいたい。そのために黙っててもできない。だから君は何をやりたいのか。僕らは何を期待しているのかと。どこまでできると思うということも含めて、私はいろんな集まりに出ますから。今年はコロナで駄目ですけど。例えば6月でしたら穂波のバレーから始まって、福野のレクリエーション大会、弥生の何々、そして日出のパークゴルフ、できれば一緒に行ってもらいますよ。そして地域の人と交流してもらおう。地域をできるだけ知ってもらおうということを含めて、農業のことやさまざまな自然環境や働く若者たちとも交流していただきながら、協力隊員が主体的にやっぱり歩けるように、1日も早くなってもらいたい。それは協力隊員が訓子府を好きになりましたと。訓子府に居たいというだけでは、もうお前みたいなのなくていいよってことだってあり得る。こういう意味での緊張感がきつと出てきますけども、やっぱりいい町だなんて思っほしいと思っしていますので、評価の方法はKPIとかいろいろありますけど、あまり難しく考えてませんので、のびのびと皆さんとも交流していただきたいし、町民との交流を期待するものです。

○議長（須河 徹君） 山田議員へ申し上げます。

発言の際は、挙手のもと、議長の許可を得てから発言していただきたいと思います。町長発言中の発言は不規則発言になりますので、その辺をしっかりと守っていただきたいと思っいます。

山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 分かりました。町長、後段の答弁のとおりでいいんでないですか。それを目標に掲げればいいんでないですか。まず1年目は、慣れていただいて、地域を知っていただくということが目標なんでないですか。そのための手段が、町長、今、例として挙げられた各種行事に同行していただいて、交流を深めてもらおう。これを1年目の、例えばですよ、目標か計画か分かりません。私こそ分かりませんが、定めていただければ1年後、評価とか反省か分かりませんが、いついつ、どここの行事に出て交流を深めたということになってくんで、私の言っているのはそういうことですよ。何もはじめっから高い目標を掲げて、尻をたたいて、どうのこうのということではありませんのでね、私の質問の仕方が下手だということもあるのかもしれないけども、何となくこう変化球で交わすような答弁がちょっと一部みられたような、私は気がします。せっかくいい答弁されているのに、節目でちょっと外されたなという気がしますが、多分思っいは、実は話したら一緒だと思っいますよ。一緒だと私は確信しましたから、ぜひこの事業を共に盛り上げて、ご本人をあまり強く縛らず、町は折に触れて意思疎通を図りながら、焦らず、ゆっくり歩みを進めていったらいいと私は確信してますし、あらためて今やり取りで思っいましたんで、これで私の質問、私は応援団の立場で、それなりに頑張りたいと思

います。終わります。

○議長（須河 徹君） 3番、山田日出夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

ご苦勞さまでした。明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

散会 午後 3時47分